

令和4年3月三種町議会定例会会議録

令和4年3月17日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	工藤一嗣	
税務課長	小松仁	町民生活課長	荒川浩幸	
福祉課長	清水真	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	工藤伸也	商工観光交流課長	牧野誠一	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘支所長	渡邊裕子	山本支所長	皆川和華子	
会計課長	平澤仁美	教育長	藤田良博	
教育次長	後藤誠	農業委員会事務局長	嶋田修一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	齊藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

議長 金子芳継は、令和4年3月17日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議 長 （ 金子芳継 ）

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1．一般質問を行います。

再質問は、議席中央の再質問席もしくは自席において行ってください。

順次発言を許します。

5番、児玉信長議員。5番。

5番 （ 児玉信長 ）

2点について一般質問いたします。

昨日、午後11時36分頃、宮城、福島県で震度6強の地震があり、被害に遭われた方々には一日も早い復旧をお願いいたします。

では、一般質問を行います。

森岳温泉街活性化事業計画について。

森岳温泉街のにぎわいを取り戻すために、平成24年11月には、森岳温泉の活性化策について協議する「森岳温泉魅力づくり推進委員会」が発足し、コンサルタントを交え開催し、先進地、山形県上山温泉を視察し、活性化策としてクアオルト事業の実施など、今後の森岳温泉の方向性をまとめた報告書が作成されましたが、クアオルト事業は森岳温泉の活性化の起爆剤には至っていませんが、事業はゆめろんへと移行したのではないのでしょうか。

早急に改善しなければならない施策として、三種町森岳温泉活性化事業を踏まえ、委員名簿には地域住民、温泉街に携わる2代目、3代目の後継者も入り、18名の構成で7回開催されました。

提言書として、1番として、温泉街の環境、景観について。一般質問などで駐車場が議論されましたが、公共の駐車場整備もこの中に入っております。2番として、にぎわいの創出について、新規出店及び店舗。3番として、健康、医療、保養について、クアオルトのコースや整備。4番として、丸富、花富ホテル跡地について。5番として、その他では5分野あり、スポーツ合宿等温泉熱を利用した事業など。平成30年11月16日に田川町長に手渡し、これに町長は、真剣に話し合ってもらいたい。鉄は熱いうちに打たないといけない。前向きに取り組む姿勢が示されたことが報道されました。

これら提言書に基づき実施された事業としては、温泉街街路灯工事、温泉入り口看板改修工事及び足湯看板修繕、足湯改修、新規出店3件で、747

万5,000円が執行されました。

事業計画を策定し、事業効果をさらに高めるために、三種町「森岳温泉街活性化事業計画検討委員会」を16名で構成。その中で、検討し策定されている事業計画に沿ったハード、ソフト事業の推進を図り、町長は、地元関係者の協力なくして進められないものであり、今後の取組で効果を高めたいと話されました。この3月2日に町長に提出。石井委員長は、ハード事業を全てできるかは分からないが、取り組まないとも何も始まらないと話されました。

そこで、私は、惣三郎沼公園を中心としたハード事業について質問いたします。

惣三郎沼公園にあるテニスコートを改良してのドッグラン整備についてあります。コロナ発生前ですが、常盤自動車道の南相馬鹿島サービスエリアに立ち寄ったら、ドッグランがありました。きめ細かく利用規定が書かれ、小型犬専用スペース、中・大型犬専用スペースに分かれていました。近場では道の駅ふたついにあり、冬は雪のため休業しています。高価で、家族の一員として飼っている愛犬家が多い中で、どう対応し、どれほどの規模を計画し、先進地など調査をしたのでしょうか。

足湯の設置ですけれども、どの温泉に行っても定番となっていますが、女性に人気のある大分県湯布院温泉に行きますと、駅前に足湯ではなく手湯があり、観光客には大変好評のようで、外国人観光客も喜んでいました。手湯を温泉街に設置してみたらどうでしょうか。県内でもそうないと思います。

春先から11月頃まで、惣三郎沼周辺を通りますと、ヘラブナの釣り人をよく見かけます。山本平鮎釣り同好会が昭和63年頃スタートし、会員は当時40名ほどでしたが現在は10名ばかりで、同同好会が自主的に平成10年頃、棧橋を設置し、平成8年頃からは毎年放流しているということを手本支所長から調べてもらいました。

今回の活性化計画では、惣三郎沼の利活用については話し合わなかったのですか。惣三郎沼を管理している木戸沢揚水機利用組合長にお会いし、落水、汚水することがない限り利用してもよいというお話をいただきました。棧橋を改修し、年1回でも町長杯を開催してみたらどうですか。

また、積雪する1月から2月までは、ワカサギ釣りはどうでしょうか。令和4年度も、ワカサギの卵、ウナギ稚魚放流22万3,000円、補助金として八郎潟町にある八郎湖増殖漁業協同組合に助成しています。小林組合長のお話ですと、一番大事なことは、沼に外来種、ブラックバス、ライギョなどが生息していないか調査すべきであり、それが解決すると、ワカサギ着卵の放流には漁協も協力するというお言葉をいただきました。温泉水を活用したトラフグ養殖より経費負担は少なく済みます。シーズンになると、氷上には色とりどりの風除け大小のテントが張り、ワカサギ釣りにたくさんの人が楽しめることではないでしょうか。

そして、にぎわいを取り戻す、人を呼び込むためには宴席が伴う場合があ

り、車の代行は地区外からお願いしなければならないのが現状であります。ハード事業には該当しませんが、大変重要であり、話し合われなかったのでしょうか。

八郎潟東部承水路ワカサギ釣りについてであります。

1月17日、新聞報道で、ワカサギ氷上穴釣りを満喫、八郎潟東部承水路、冬、寒さ凌ぎあたりを待つというタイトルから始まり、1月24日はNHKニュースこまちでの放映、そして2月2日、2月17日と再度新聞報道がありました。また、ユーチューブでも見る事ができるし、釣り雑誌にも掲載されています。

八郎湖増殖漁業協同組合小林組合長のお話だと、北西の風により、東部承水路の琴丘地域、鹿渡川から糸流川の間が一番積雪が多く安全で、釣り場としては好条件の箇所であると話されました。漁業組合は、毎年、北海道西網走漁協からワカサギの卵7,500万粒を買い付けし、それを着卵して、東部・西部承水路、貯水池の3か所に8個いかだを作り、4月中旬に沈め、気温が合計250度以上になる5月連休前に引き上げるそうです。

ワカサギは1年魚で、建て網の漁師は、9月から氷が張るまで操業をしています。氷が張ってからはワカサギ釣りを楽しみ、4センチから15センチクラスが結構釣れて、町内外、県外から車で冬ならではの楽しみを体験しています。

八郎潟干拓当時、漁業権のあった漁師の皆さんは、補償金をいただき漁業権を放棄してしまい、今は県知事の許可制であるために、ほかの釣り場と違って遊漁券を購入する必要はありません。管理は県の河川砂防課で、特別規制はしていないそうです。

氷上穴釣りも、1月中旬頃から2月中がシーズンの目安となり、気温が低く推移すれば、3月上旬まで楽しめる年もあります。

東部承水路で、平成27年7月に釣り人3人が転落し、うち1人が亡くなる事故が発生しています。

そこで、釣り客の安全も確保しようと、「三種公魚釣同好会」6人が立ち上がり、ライフジャケットの装備や、一度掘った穴には目印として小枝を差すなど、安全確保策を呼びかける看板を立てたほか、万一に備え救命用具を設置しています。同同好会のテントはピンクの目印をつけており、緊急の場合、そして初心者の方々には親切に指導をしております。色鮮やかな大小の風よけテントが週末、祭日だと30以上も張られています。既に約2,000人近くの方が釣りを満喫していると言っております。6人のメンバーが自ら、東部承水路を安心安全なワカサギの釣り場として「町の活性化」に生かせないかと思いを巡らせているのが現状であります。1月に発足した初々しさに場当たりのことが多少あり、関係者にご迷惑をおかけしたことがあったと思いますが、私は、彼らの熱意には、ただただ頭が下がる思いであります。

釣り人は車で来ます。路上駐車となり、安全に駐車させるためにも琴丘地

先干拓第5排水機場から北へ約200メートルほどの除雪と、簡易トイレの設置、そして活性化のために道を開こうとしている同好会に、若者活動支援事業の対象にはならないでしょうか。

以上2点は壇上からの質問といたします。

議長（金子芳継）

5番、児玉信長議員の壇上での質問が終わりました。  
当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

まずもって、昨晚発生しました福島沖の地震において被災された皆様に心からお見舞いと、それから今後の早期の回復を願うものであります。よろしくお願いいたします。

それでは、5番、児玉信長議員のご質問にお答えいたします。

初めに、森岳温泉街活性化事業計画についてでございますが、森岳温泉街活性化については、平成30年11月に三種町森岳温泉活性化協議会から提出されました「森岳温泉街の再活性化に向けた提言書」に基づき、これまで実施可能な事業について事業を進めてきているところであり、これらの事業の事業効果を高めるため、令和3年4月に「森岳温泉街活性化事業計画検討委員会」を設置し、「森岳温泉街活性化事業計画」の策定に向け協議を行ってまいりました。検討委員会は、5回の開催と1回の書面決議が行われ、令和4年3月2日に「森岳温泉街活性化事業計画書」が提出されたところでございます。

ドッグランについては、森岳温泉街活性化事業計画にあります、森岳温泉周辺地区の再整備の取組方針において示されており、ウッドチップ敷きの周囲をフェンスで囲んだ約2,000平方メートルの施設とされております。

計画書には、そのほかにも多目的広場や足湯の整備なども掲げられておりますが、ドッグランの整備に当たっては、今後、設立予定の地域団体と連携を図り、必要に応じては先進地視察を含めた類似施設の調査等を踏まえ、実施設計に反映させたいと考えております。

次に、手湯の設置についてでございますが、計画書では、手湯については触れておりませんが、足湯の設置について記載しております。

足湯の設置については、分湯場から惣三郎沼公園まで設置可能な場所を検討しており、温泉街の中に設置する場合は、分湯場から直接温泉を引き込まなければならないことや、かけ流しとなるため排湯の問題など、多額の経費が必要なことから温泉街の中への設置は困難との判断に至っており、手湯を整備する場合も同様であると考えております。

次に、惣三郎沼を利用した釣りに関する活性化についてでございますが、惣三郎沼にある栈橋は、かつてヘラブナ釣りを愛好する方々により設置されたものと認識しております。議員ご指摘のとおり、栈橋は老朽化が著しく、景観上も好ましくないものと理解しております。また、検討委員会でも同じ

ような意見が出されておりました。

栈橋については、今後、地区の組織等が再構築された際、栈橋やヘラブナ釣り大会などについての話し合いを行いたいと考えております。

また、ワカサギ釣りについては、生育環境が適しているかどうか調べる必要があります、また氷の厚さなどの安全性、管理方法などについても十分に検討する必要があるため、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、温泉街での車の代行についてでございますが、検討委員会においては温泉街での車の代行については協議されておりませんが、新規事業者の参入に向け支援してまいります。

続きまして、八郎潟東部承水路ワカサギ釣りについてお答えいたします。

初めに、除雪についてでございますが、ご指摘の道路は町道であり、駐車禁止の対象にはなっておりませんが、公道であるため、通行車両の妨げになるような駐車であれば交通規制の対象になるものであります。

また、当該道路は、冬期間は利用がなく生活道路ではないことから、除雪計画の除雪路線には含まれておりません。

当該道路の北側約200メートルを除雪した場合、ワカサギ釣り以外の車両が進出した際に、引き返すことが困難となり危険を及ぼすおそれがあります。そのため、安全を確保するためには、さらに北側まで除雪し、国道などへ通じる通行可能な状態を保つ必要が生じますが、冬期間の通行車両台数を考慮しますと、除雪は著しく困難であると判断しております。

次に、簡易トイレの設置についてでございますが、今年度は結氷の状況、状態もよく、特に休日は多くの方が釣りを楽しんでいることは認識しているところでございますが、町が簡易トイレを設置することは、衛生管理や維持管理など課題があることから、適当でないものと考えております。

なお、トイレを利用される方につきましては、ひまわりセンターのトイレを利用できるよう配慮してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、若者活動支援事業についてでございますが、本事業は、活動団体の代表者が50歳未満で、町民または町内に勤務する方5名以上で構成され、うち3分の2以上が50歳未満である団体の場合、まちづくり推進事業と認められる活動に対し、対象経費の9割、50万円を上限に補助を行うものでございます。

なお、本事業につきましては、令和4年度も同様に実施する予定でございますので、補助要綱の規定に該当すると思われる多くの団体からご活用いただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 ( 金子芳継 )

当局の答弁が終わりました。

5番、児玉信長議員の再質問を許します。5番。

5番 ( 児玉信長 )

今ご答弁をいただいたわけなんですけれども、どうなんですか。温泉街活性化ということでこの肉づけにしていくわけなんですけれども、今この中で議論する中で、より活性化が期待できるものがあればということになると、今後の計画案に肉づけしていくことができるのでしょうか。今の中のこの私の持ち時間の中でいろんな議論がされた中で、やはりそれはプラス思考だというふうな考えになると、その計画にこの中の、今ありますけれども、それ以外の計画として肉づけしていけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（牧野誠一）

交流課長 お答えいたします。

計画への肉づけにつきましてはということでございますけれども、この本計画の策定に当たりましては、スタート時点は森岳温泉街ということで、石倉山公園から惣三郎沼公園全体を見渡した形でスタートした経緯がございます。

それで、まず誘客に向けては、惣三郎沼公園がまず活性化していくに当たって最初に整備すべきところということで、今回の計画に盛り込んでいるところでございますけれども、この後、新しい組織ができた場合、いろいろまた協議を踏まえていかなければならないと認識してございます。その際に、また新しい事業とか新しい施設の希望、ソフト事業の希望とかも出てくるかと思っておりますので、その辺につきましては本計画に付け加える形で、また、実施可能な事業については実施してまいりたいと考えているところでございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

この計画の中でお話ししていきたいというふうに思います。

今、町長からの答弁がありました。ドッグランのほうから入っていきたいと思うんですけれども、二ツ井の、近場だと二ツ井の道の駅で、担当課長はご覧になったのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（牧野誠一）

交流課長 お答えいたします。

事務局のほうに直接お願いしての視察ということは実施してございませんけれども、私も二、三度足を運んで、その時々利用状況とかを見せていただいているところでございます。

議長（金子芳継）

5番。

5 番 ( 児玉信長 )

要は、1年サイクルを考えていかなければならないと私は思うんですね。今の森岳の、今回の惣三郎沼公園のところのドッグラン計画もそうなんですけれども、テニスコートの跡地ということになりますと、今現在、雪でやはりチェーンがかかったり、それから通行止めになったり、人が入っていけない状態。車が軽トラックも何も入っていけない状況なんですよ。ということは、なぜ、どういうことを言いたいかというと、雪の降らないところは1年中やはりドッグランを利用できるわけなんですけれども、私のほうの場合は11月以降から3月までは利用できないんですよ。そうすると、費用、皆さん、皆同じことをね。当局も同じことを言うでしょう、費用対効果というじゃない。

今回の三種町公共施設総合計画のこれもそうなんですけれども、全て費用対効果で、やはり全ての施設を削減していかなければならないということを書かれているんですよ。

そういうことを考えていきますと、果たしてそれが効果があるのかということをお私には考えたいんです。どうでしょうか。担当課としてそういうことをやはり十二分に、あなた方も入った会議でしょう。どうしてそういうところまで踏み込むような話合いということをしなかったのかなと思って、休むんですよ。そうすると、せっかく温泉街活性化と、にぎわいを取り戻すためにといったら、何もないじゃないですか。

冬場の足湯だってそうでしょう。閉めるんですよ、そこも。排湯の問題というお話しされたんですけども、町長から。手湯だって1か所あればいいじゃないですか。どうなんでしょうか、担当課のほう。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 答えいたします。

今回の計画策定に当たりましては、ハード、ソフト、それぞれ両面からのまず検討した経緯がございます。

それで、今議員ご指摘のありましたドッグランと屋外施設につきまして、確かに本町におきましては雪の課題というのは大きな問題になるところではございますけれども、屋内施設でやるとなりますと、それこそ経費がかかり増しになるということで、できれば既存のある施設を有効活用しながら行いたいという方向づけで検討したところはお理解いただきたいと思っております。

また、手湯につきまして、足湯の件で町長のほうから答弁がありましたけれども、町でやるとなれば、分湯場から管を引かなければいけない排湯の問題があるということで、大きな問題でございますけれども、計画には盛ってございませぬけれども、例えば既存の温泉施設からご協力をいただいて、温泉施設の前に手湯を設置することは可能かどうかということもちょっと

話し合ったところはございますけれども、なかなか実現には至らなかったという経緯がございます。

以上でございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

計画は、今計画ですから、これから設計段階に入るにしても何にしてもあれですけども、計画ですから、計画をやはり変更することもできるんですよ。そうでしょう。それがあなた方の立場でしょう。こうして、もう既に980万の予算化をしているじゃないですか。令和4年から令和5年実施予定。

屋内というのはいないですよ。大抵屋外です。二ツ井のところへ行ったってあれでしょう。あそこ、雪の山盛りになっておったでしょう。

私、昨日もまたテニスコートのところに行って、足を運んでいきました。その前も行きましたけれども、昨日も行ってきました。雪はないんですけども、もう汚れて汚れて、そしてどこへ行ってもチェーンがかかって、ここは旧山本町の山本町という看板がありまして、一切車両は立ち入り、車両は禁止ですよという看板が至るところにありますよ。私は、考えるべきだと思うんですけどもね。

せっかく肉づけしてこれからやろうとして、ドッグランは非常にいいアイデアですよ。しかし、やはりそばに、ホテルのそばでもホテル街のところ、そばに物がなければならぬんです。大抵。道の駅南相馬だって、ちゃんと玄関に入る手前にドッグランがあるんですよ。それから、非常に厳しい条項が10か条も書かれているんです。ご存じだと思うんですけどもね。だから、考えていくべきじゃないですか。

そして、あの位置も悪いですよ。ゲートボール場の要するにテニスコートでしょう。ゲートボール場がありまして、次が2面のテニスコートじゃないですか。また奥に行かなきゃならないでしょう。そうすると、どっちから行くんですか。私どものほうの琴丘のほうから県道217号をこう行って、そしてあそこの12月から3月まで閉めるトイレがありますね、公園広場。あそこから入っていくんですか。それとも、ぐるっと回っていつもの通りの看板の、温泉看板のある手前から、元の給食センターのところから入っていくんですか。どういうコースで行くんですか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（牧野誠一）

交流課長 お答えいたします。

現在計画している場所につきましては、確かに一番奥まった場所になるわけがございますけれども、進入体系については、まだ、ここというところは示してございませんけれども、いずれ惣三郎沼公園の周辺の植栽とか、それ

から多目的広場等も今計画に盛り込まれているところがございます。これを利用するに当たりましては、西側から通じる道路と、それから旧給食センターのほうから通じる道路、2か所ございますけれども、できればどちらからでも利用できるようなになればよろしいのかということで現在思っているところがございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

トイレのほうの公園のほうから217号、県道のほうから入っていくとなると、道路拡幅しなきゃならないですよ。そのテニスコートまで、要はドッグランまで行くとしたら。そしてまた、ゲートボール場のところが計画を持っていますけれども、また奥へ行ってドッグランでしょう。突き当たりでしょう。だから、非常に場所的にも、何してもおかしいよ。

私、二、三回足を運んで、質問するためにもあれですけども、二、三回足を運んだんですけども、非常に、私は素人ですけども、私としてはなぜこういうふうなことをしたのかと。ドッグランをやるならやはり、もしやるとして、計画に沿ってするなら、ゲートボール側が当たり前のドッグランではなかろうかなと私は思うんです。今まで何か所か見ると、ドッグランの在り方を見ますとね。

皆さん、犬は家族の一員で非常に大切にしています。もし何かがあった場合というようなことを考えると、大変なことになりますよ。

それから、どこへ行っても、二ツ井の場合でも、それから南相馬でも、係の人はおりません。分かると思うんですけども、全部自己責任でやらなければ大変なことになりますね。あそこで自己責任だったら、かなりの問題が起きてくるんじゃないかと心配します。

もう少し、もっと、先進地もしかりですけども、やはりこの計画は4年、5年でなくて、先送りしていくべきことではなかろうかと思うんですけども、いかがですか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（牧野誠一）

交流課長 お答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、計画につきましては、新しい組織ができればまたいろいろ、有効打があればそれを付け加えていきたいということで答弁させていただいたところがございますけれども、議員ご指摘いただいておりますドッグランの場所、使用方法につきましては、類似施設等いろいろ見てきているところとか直接行ってはいないんですけども、ホームページ等、資料等でも確認してきているところがございます。

ただ、やはりまだいろいろ問題点もあろうかというのは認識しているところがございますので、この後、その辺についても十分検討しながら、整備し

ていければと思っている次第でございます。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

あまりしつこく言うのであればすけれども、ただ、非常に、じゃあドッグラン、ドッグランに立ち寄ってそのまま温泉街に来るか。あなた、どう思いますか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 お答えいたします。

今回の多目的広場、ドッグランを計画しているところにつきましては、これまでもご説明申し上げさせていただいておりますけれども、温泉街に結ぶ動線というのはまだ不足しているところもあるかとは思いますが。ただ、やはり温泉街の活性化という位置づけの中で、温泉街をまず知ってもらう、来てもらうというのが一つ示せばなと思っています。

この後、何回も言って申し訳ないんですけども、新しい組織等ができましたら、今度はその中心街というか、温泉街の中のほうについてもいろいろ協議したいというふうに考えている次第でございます。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

十二分に協議してもらわなければならないと思います。

それから、テニス、ゲートボールの跡地、遊具もありますね。そうすると、上のほうの今までイベントをやっているところの隣の遊具ありますよね。また、あの遊具とこのあれですか、ゲートボール場の遊具はどういうふうになるんですか。反比例するんですか。それとも、あのものを下のほうに下ろすんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 お答えいたします。

遊具につきましては、現在設置されているのは比較的大きめの遊具でございますけれども、今この計画で遊具というのはまだ具体的に大きさ等は示されておりませんが、比較的コンパクトなものでできないかということで検討した経緯はございます。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

私、いろんな遊具もいろんなところへ行って見てみますけれども、非常に

遊具は高いんです。ご存じだと思います。今、コンパクトと言いましたけれども、今現在ある戦闘機と、それからそばに遊具ありますよね。あれでさえもう1,000万円以上の遊具だと思うんですけども。

だから、あまりにもそういう、大胆的なやはり計画をするのは、せっかく、これが温泉街の最後の計画だと私は思うんです。やっぱり町長もこれに対して公約でございますので、やはり町長としての公約の中のやはり一番の重点ポイントだと思うんですよね。そうすると、あそこも小出し、ここも小出し、そういうふうな小出しのやり方で果たして温泉街活性化になっていくのかということが私は非常に、自分ながら、当時の温泉の盛りのときに私も足を何回も運んだ人間でございますので分かるわけなんですけれども、だから、これではやはりいけないだろうというふうに私なりに思って、今回一般質問したわけなんですけれどもね。

だから、何回も言います。ここも小出し、ここも小出しというようなことをしないで、もっとやはり議論していくべきではないですか。温泉街の人ばかりの集まりの会議では駄目ですよ。やはりほかから、ほかの人を入れた会議をしなければ、十二分な会議と私は納得しないんですけれども。もうこういう町長に提言したんですから、これに肉づけしていかなきゃならないと思うんですけれども、しかし、一歩引き下がることも大事だと思うんです。

次、沼の話でいきますけれども、まず、いずれ当時は、山本支所長ご存じだと思うんですけども、当時は山本町の観光協会であれがやられたんじゃないですか。どうなんですか。

議 長 (金子芳継)

山本支所長。

山本支所 (皆川和華子)

長 お答えします。

栈橋につきましては、ヘラブナ釣り研究会のほうで設置したものと確認しております。(「もう一回」の声あり)

議 長 (金子芳継)

もう一回答弁してください。

山本支所 (皆川和華子)

長 栈橋につきましては、ヘラブナ釣り研究会のほうで設置したものの、設置したことを確認しております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

今回の検討、協議会、検討委員会の中でもこの沼の在り方ということで議論されたということは、非常によかったなとは思っているわけなんです。どうなんですか、この見直しをする。

そして、結構春先になると釣り客が多いわけなんです。そして、釣り場が

結構あるんです。壊れている箇所もありますけれども、釣り場が結構あります。ああ、なるほどなど。

栈橋は、あのおりの状況でございますね。鉄パイプでやっていますけれども、壊れたりなんかして危険な箇所ですけれども、これはあれですか。今後、その栈橋の復旧というのは、今先ほど町長答弁あったんですけれども、可能なわけですか。それとも、やるとしたら、いつ頃それでやってくれるわけなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 お答えいたします。

委員会の中でも景観上よろしくないというお話でございましたので、復旧といえますか、どちらかというところ撤去の方向でできないかということで、この後、検討してまいりたいと思っているところでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

いや、撤去したら、魚、ヘラブナ釣りできないじゃないですか。あそこをしっかりとやったらいかがなんですか。私が言っているのは、要するに美観を損ねるから撤去しなさいということなんでしょう。そうじゃなくて、ヘラブナをさせるためにちゃんとしたものを造ればいいんじゃないですか。それは、揚水組合の組合長さんでさえも、いわゆる落水、汚水以外は利用してもいいですよという見上組合長さんの話を伺ってきたんですけれども、どうですか、そのほうがいいんじゃないですか。

そして、町長杯をやったらいかがですか。これは私はいいいと思いますよ。グラウンドゴルフも町長杯あります。ヘラブナ釣りの町長杯をやったらいかがですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 お答えいたします。

今撤去というお話でさせていただいたわけなんですけれども、ヘラブナ釣り大変盛んに行われております。それで、大会とかになりますと、ちょっと町主催というのは困難であるかと思っておりますけれども、現在同好会の方々もおりますし、この後、新しい組織もつくっていった中で、そういうもので活性化につなげていこうということを協議できればなというふうにも思っておりますので、どうかご理解いただけるようお願いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

先ほど一等最初に言いました。もしこの肉づけに新しいものを付け加えることができたなら、どうですかというお話をしましたよね。やってみたらいかがですか。

看板があるんですよ。あれも旧山本町の看板です。要するに、放流しているから、魚を持ち帰ってはいけませんよと。要はリリース型なんですよ。ちゃんと看板あります。

要は、空き缶投げては駄目で、たばこの吸い殻を捨てては駄目ですよ。ちゃんとした。これも旧山本町。そして、左側のほうには、山本町観光協会という名前があります。

町ではできなかつたら、三種町の観光協会で行ったらいかがですか。それとも、温泉街活性化の人方がやろうとしたらどうでしょうか。それも十二分に検討していきたいということになるのでしょうか。いかがですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 お答えいたします。

今議員からご提言いただきました件につきましては、この後、何回も言って申し訳ないんですけども、新しい団体、観光協会ということもありましたので、関係団体とこの後協議できる場があれば協議してまいりたいと存じております。

議 長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

協議したいものであればじゃなく、協議しますというようなことを言えないですか。

ということは、ワカサギ釣りも今度出てきますよ。要するに外来魚種がないか調査をなさいと、八郎湖の小林組合長が。そして、いなければ、組合、要するに八郎湖の組合は協力をすると。

ワカサギの場合には、卵をただ放流するんじゃないんですよ。一旦、西網走から来た卵を漁業組合の隣の施設で着卵するんですよ。卵をつけるんです。つけてつけて、何層にしたものをつけてそれを筏吊りで、先ほど言ったように筏吊りで置くわけなんです。積算して250度以上になると、あと大丈夫だということで、その筏吊りを取り外すわけなんですけれども、そういうことをしてくれると言うんですよ。いまだかつてないでしょう。

あそこに冬すごくね、昨日も行ってみたら、ある程度までもう氷がかなり解けておりましたけれども、大丈夫だと思うんですけども、この提案に対して、いろいろ今回の一般質問でお話、協議されたと思うんですけども、どういうふうにして今後の見通しとしては考えられますか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 お答えいたします。

まず、議員ご指摘のありました、ワカサギがまずそこで生育できるかどうか。こちらについては、今現在は確認できておりませんので、そういうものを関係者の方から聞き取りするなりしながら、まず稚魚の放流ができるかどうかを検討したいと思っております。

あと、遊漁ということでございますけれども、筏釣りというご指摘もございましたけれども、その辺につきましても、あそこはなかなか氷の厚さがどのくらいというのも調査したことがございませんので、その辺も含めまして今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

当然、万が一のことがあれば大変でございますので、それは必要でございます。必要でございますので、この私が質問したことに対して、やはりこの一、二年、十二分に調査をして、そしていい方向に持っていければと思うんですけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、それとヘラブナの件についてもですけれども。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

大変貴重なご提言を本当にありがとうございます。

いずれこの件に関しては、私も、議員ご指摘のとおり私の公約の一丁目一番地でございますので、しっかりと対応するということが第一だと思っております。

先日、県との関係でPPP、PFIのプラットフォームが立ち上がっております。そういうところとの連携も図りながら、公園の再整備、そういうところの意見も取り入れていきたいなと思っておりますし、それこそ今これから組織される予定の団体、それから今活動している観光協会、そういうところともしっかりと連携を取ると、それが大事だと思っておりますので、議員から提言されたことをしっかりと受け止めて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

あと、時間もあれですので、今度、八郎湖のほうに行きたいと思っております。

要は、漁業組合の組合長のお話だと、やはり三種町の鹿渡川から、それから糸流川のあそこは、冬場の積雪が一番積雪する場所だということで、安全

だということをおっしゃられました。

どこも、ワカサギ釣りのいろんな沼、全国津々浦々、釣り雑誌の中にワカサギ釣り場がありますけれども、大抵遊漁券が。券はお金を払わなきゃならないということで、500円から600円支払って、一日楽しんでワカサギ釣りするわけなんですけれども、ここは県が管理ですので、ここは無料なわけなんですよね。だから、県外からも、高速を下りて岩手のほうからも、いろんなナンバーが見えるわけでございますし、非常に人気のある釣り場でございます。

先ほど町長は、町道だからこういう状況だということなんですけれども、冬場はもう行く場所がないんですよ。今回は、第7揚水機場で県の土地改良の事業をしておりますので、それで除雪体制が第7機場まで行っているわけなんですけれども、今釣り場があるところは第5機場なんですよね。だから、その間で、要は今まで工事しているから、その工事の関係者が除雪しなければならないということで除雪してくれたんですけれども。やはり同好会のメンバーの方々が自分方で除雪をして、お客さんを迎え入れるというふうな方向で、今、彼方がやっているわけなんですけれども、やはり人力にも非常に限度がありますので、どうしてもこれだけの車の台数が多い中だと、やはり町のほうでももらえないかということが発端なわけです。

トイレのことは分かりましたけれども、トイレは、じゃあ、ひまわりセンターをご利用くださいというようなお話でしたけれども、しかし、距離的に、申し訳ないんですけれども、距離的にやはり遠いものですから、少し遠いものですから、よかったら設置できればというように。だから、そういったもし設置した場合には、同好会の人方がその間は、約2か月間は、事務方でやるわけなんですよ。それもやはりできないでしょうか。トイレを設置した場合。

それから、除雪体制なんですけれども、北へ約200メートル、その間を。Uターンする場所は結構ありますので、そこを除雪していただければ、それは自分方で6人の仲間がやると思うんですけれども、そういったことは、再度お聞きしたいんですけれども、どういうものでしょうか。できないでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

5番さん、あと5分なんですけれども。

5番 ( 児玉信長 )

分かります。見えます。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 お答えいたします。

まず初めに、トイレの件についてでございますけれども、トイレにつきましては、やはり町で借り上げるとなれば、必然として周辺を町が管理するよ

うな感覚を持たれる方もいらっしゃるかと思います。

また、管理面では、やはり衛生面、それからくみ取りとかいろいろ気を使うところもございまして、そういうところも同好会にというお話でございましたけれども、そういうところは、やはり基本的には同好会さんのほうでご用意いただいてやっていければなという考えでございまして。

2点目の除雪につきましては、町長答弁にありますとおり、200メートル先ということでございますけれども、通行止めになった場合、それぞれに先に行けないという場合ですね。止まっている場合は、やはり知らずに入ってきた車両に迷惑をかけるのが1点とですね。今年度の場合、話を聞いていますと、平日、工事車両が通れなかったとか、そういう面もございましたので、除雪については現在は難しいということで判断しているところでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

どうなんですか。有志でやった場合には有志でやりなさいと。あれだけ釣り客が来て、そして三種町のワカサギ釣りということでこれだけPRしてくださるにもかかわらず、はい、やるのはあなた方やりなさいというふうなことでいいんですか。もう少し優しい手を差し伸べてはいかがですか。あれもばっちりこれもばっちり、そういうことでいいんでしょうか。心が痛みませんか。もう一度お願いします。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 ここ一、二年、八郎潟東部承水路につきましては氷の状態もよく、今年度からは公魚釣同好会の皆様もいろいろ活動されているということは、議員ご指摘のとおりであり、新聞報道、またテレビ報道等で承知しているところでございます。

ただし、やはり町で行うとなりますと、いろいろまた制約やら課題というものも必然的に検討しなければならないものと承知してございますので、現在のところでは先ほどお答えしたとおりとっております。

議 長 ( 金子芳継 )

5番。

5番 ( 児玉信長 )

時間があとないんですけれども、2つのうち除雪が駄目だったら、簡易トイレだけでもできないですか。第5揚水機場のところに設置、土地改良の琴丘土地改良の空き地があるんですけれども、そこに許可をもらえば設置できるんですよ。あと管理は、公魚釣同好会の方々にやらせても結構だと思うんですけれども、そういうことでも駄目ですか。せめてトイレだけでも駄目ですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 牧野誠一 )

交流課長 お答えいたします。

トイレにつきましては、やはりあそこのところが県なり、もしかすれば土地改良区の土地等が想定されるわけでございますけれども、町でそこを使用許可願を出してまでというのは、現在はちょっと無理、不可能なことなのかなと思ってございまして、先ほど町長がお答えしましたとおり、最寄りのひまわりセンター等を活用いただければなというふうに考えている次第でございます。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

町長にご答弁願いたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。やはりここの対応は、大変、議員おっしゃるとおり、民間の団体が大変頑張っているということで、その活動に対して支援しないということは町として心苦しいところではあります。そういうもろもろの事情があるということはぜひご理解をいただいて、そのあたり、今後またいろいろ協議する場面も出てくるかと思っておりますけれども、今の時点ではなかなか難しいという判断で考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番、最後です。

5 番 ( 児玉信長 )

はい。こういう年齢的に50歳以上を超えているから、若者支援事業には該当しないと思うんですけども、こういった方々に対しての支援方法というのはないのでしょうか。町長にお伺いしたいと思います。それで質問を終わりたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

じゃあ町長、最後に。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

先ほど若者支援事業の件で申し上げたとおりでございます。仮にその公魚釣同好会、そういうところのメンバーがですね、少しメンバーを拡充してその要件を満たしていただければ、町としては大手を振って支援できるものと考えております。(「終わります」の声あり)

議 長 ( 金子芳継 )

5番、児玉信長議員の一般質問を終わります。  
議場内換気のため11時10分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、清水欣也議員の発言を許します。6番、清水欣也議員。

6番（清水欣也）

本日の私の質問は、我が町の貧困対策についてというテーマであります。

この生活困難者問題、とりわけ貧困という問題を行政が行政の施策にすることについては、その実態の把握の難しさ、それからいろんな問題の性質上、正面から取り上げにくい。そういう事情があるためかどうかは知りませんが、我が町には貧困問題に対する明確な形での対策がないというふうに思っております。子育て支援という形での各種の施策はありますけれども、それはあくまでも子供の養育、それから教育、それから福祉ということを狙いとしたものであって、生活困難者に対する直接経済支援という目的としたものではないと思うのであります。

今、このコロナ禍の中で格差の拡大が世界的に進んでおり、我が町においても、親から子への貧困の連鎖が深刻化しているというふうに言われております。

最近の内閣府の調査によりますと、独り親世帯の51.8%の世帯が毎日の生活が苦しいというふうに回答しておりまして、貧困の連鎖が懸念される。そういう結論を出しております。我が町としてもこれは無関心ではられない、そういう問題だと思えます。

そこで、町の実態はどうなっているか。そういうことを具体的に把握するとともに、子供の貧困を含めた総合的な体系的な貧困対策が必要ではないか。そういう質問であります。

その具体的な質問としては、その一つは、我が町の貧困対策はどのような体系で行われているか。行っていると仮定して、それではそれがどのような体系で行われているのか。また、その対策は十分と考えているのかどうかという質問がまず一つであります。

それから、生活困難者が実際増えているのかいないのか。その実態は、町は現在どのように把握しているのだろうかということでございます。

3つ目は、それと関連して、生活保護費の受給者数、この推移はどういうふうに変化しているのだろうか。特に、このコロナ禍の前と後ではどのような変化があるのだろうか。これが3つ目の質問であります。

それからもう一つは、4つ目ですが、町の貧困対策、それから「子供の貧

困対策に関する整備計画」、これが町にあるんですけれども。こういう冊子でありますけれども、これ5年前に作成した子供の貧困対策に関する整備計画とあるんですけれども、これとかですね。それから、町の貧困対策というものに我が町段階での相対的貧困率というものを、こういうことをするためにですよ、町の貧困対策とかこういう計画に反映させるために、相対的貧困率というものを町段階の貧困率を把握してはどうかという、これが4つ目の質問であります。

それから、5つ目は、地域の子供の未来応援交付金という交付金が国の交付金があります。これは、たしか補助率3分の1か2分の1の補助率だったと思いますけれども。この交付申請というのは、この計画の実施経費プラスいろんな対策経費、これを含めてこの交付金を出せますよという制度であります。我が町は、この計画を作成するに当たっての調査経費だけ交付申請しております。それだけじゃなくて、実態調査だけじゃなくて、その他の事業についてもこの交付金を使って、申請をして事業を行うべきじゃないかというのが5番目の質問であります。

それから、生活困窮者自立支援事業という事業があります。これは県の事業であります。町として、この事業にどのように関与、関与してきているのか。この事業によって、相談、それからその他の事業、いろいろこの事業、支援事業にあるんですけれども、その事業によって支援を受けた三種町の住民というのはどのくらいいるんだろうかというのが6番目の質問であります。

最後は、いわゆるヤングケアラー問題というのが今焦点に上がってきております。この実態調査をする気がないかどうかという質問であります。この問題とは、直接、貧困とリンクしないかもしれませんが、貧困家庭でなくても、ヤングケアラーの立場にある人もいるかもしれません。そういう意味で必ずしもリンクしないかもしれませんが、どちらかというところと教育の範疇なのかもしれませんが、そうであればそのような視点で、ひとつこの問題について今どう考えているかということをご答弁をお願いしたい。そういう質問であります。

以上であります。

議長 (金子芳継)

6番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、6番、清水欣也議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本町の貧困対策についてでございますが、ご承知のとおり、貧困対策の中核は生活保護制度であり、町では、実施主体である山本福祉事務所と協力し、本制度の窓口の役割を担っているところでございます。

さらに、生活困窮者に対し、生活保護に至る前段階で包括的、個別的な支援を行うことを目的とした事業としまして、生活困窮者自立支援事業が実施

されております。

生活資金に関しましては、社会福祉協議会が窓口となり生活福祉資金貸付制度が運用されているほか、教育委員会では、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒等の保護者に対する支援として、就学援助費の支給を実施しております。

また、居住の貧困対策といたしまして、町営住宅への優先入居を実施しており、このほかにも、子育て世代や一般及び高齢者、障害者等に対して、様々な施策の積み重ねにより経済的負担の軽減と可処分所得の引上げを図り、生活困窮の予防、改善につなげているところでございます。

また、相談支援の体制づくりとしまして、町の助成により、社会福祉協議会に社会福祉士資格を持つ6人のコミュニティーソーシャルワーカーを配置しており、生活困窮の状態にある方に適切な支援が届くよう、きめ細かな、そして伴走型の支援を実施しているところであります。

次に、生活困難者の増減とその実態把握や分析についてでございますが、まず、生活困窮世帯等につきましては、町、社会福祉協議会、民生児童委員等の相談業務を通じて実態把握に努めているところでありますが、このほかに、税務や医療保険等の事務や教育委員会、あるいはケアマネジャー等のサービス事業者からの情報も活用しているところでございます。

また、子育て家庭につきましては、子供の貧困対策に関する整備計画の策定に合わせ、5年に一度アンケート調査を実施いたしまして、家庭の生活状態や経済状態、抱える課題等の把握に役立てているところでございます。

生活困難者の増減に関しましては、これまで全町的な調査、分析等を実施しておらず、明確にお答えできる状況にはございませんが、生活保護受給者数と要保護・準要保護児童生徒数は近年減少傾向が続いていることから、生活困窮世帯等が増加しているような状況にはないものと考えております。

次に、生活保護費受給者数の推移についてでございますが、合併した平成18年以降の推移を見ても、平成20年のリーマン・ショック以降、受給者数は増加が続いておりましたが、平成26年度の323人をピークにその後は減少に転じており、令和3年度におきましては、現在230人となっております。

生活保護の全体的な動向として、15歳から64歳までのいわゆる稼働年齢層につきましては、社会経済情勢の影響を大きく受けることから、近年の景気回復と雇用の改善等が受給者数の減少につながったものと考えております。

次に、町段階での相対的貧困率の計算、把握についてでございますが、相対的貧困率は、世帯の収入から一人一人の所得を試算して順番に並べたときに、中位の人所得の半分に満たない人の割合とされております。

国では、平成21年からこの相対的貧困率を算出し公表しており、これにより、食べ物がない、住む場所がないといったような、生きていく上で必要最低限の生活水準が満たされていない絶対的貧困という捉え方を超えて、家

庭の経済的困窮が要因となり、その地域で生きていく上で必要なものや教育、経験等が与えられないことによって、人生全体に深刻な不利を負わせているという相対的貧困の解消を、政策上の課題として位置づけてきたところでございます。

この相対的貧困率は、地域の中の所得格差の状況を見る指標となるものであり、町段階での算出が可能であれば町民を取り巻く現状の分析に役立つものと思われませんが、算出に当たり、世帯の収入や社会保険料、課税状況等のデータを使用して行うことになり、個人情報保護の観点や費用の面など課題がございます。そのため、他県の先行事例なども調査しながら、町段階での算出が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、地域子供の未来応援交付金につきましては、子供の貧困対策に取り組む自治体を支援することを目的として、国が平成27年度に創設したものであります。

本町では、これまで、子供の貧困対策に関する整備計画策定のための委託経費にこの交付金を活用しており、今年度におきましても、令和4年度から5年間の第2期計画策定のための実態調査等の経費として150万円の交付決定を受けております。

その他の対象事業については、今のところ申請する計画はございませんが、今後、町内において、NPO等の民間団体が子供食堂や子供の居場所づくりなどの活動に取り組む場合には、この交付金を活用しながら活動の継続を支援していくことなども検討してまいります。

次に、生活困窮者自立支援事業についてでございますが、本事業は山本福祉事務所が事業の実施主体となっており、町は一次相談窓口として相談を受け、本人の課題に対して他の制度や専門機関での対応が可能な場合は、制度の利用や適切な機関へつなぎ、課題が複雑で本事業による総合的な支援が必要とされる等の場合は、山本福祉事務所につなげていく役割を担っております。

本事業の利用状況について、平成29年度から今年度までの5年間の実績を申し上げますと、相談件数が39件で、そのうち5件が支援調整会議につながり、関係する機関と連携して作成されたプランにより支援が提供されております。

最後に、ヤングケアラー問題についてでございますが、当町ではこれまで、ヤングケアラーに該当するような子供は把握されておりませんが、福祉部門と教育部門、警察署、児童相談所などの関係機関や民生児童委員などが連携して、ヤングケアラーの啓発や早期発見、相談支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、実態調査につきましては、当該調査の内容が家族の介護の実態など、子供はもとより、保護者等のプライバシーに関わる内容であることから、現時点では一律に実態調査を行う考えはございませんが、今後の取組といたしまして、学校において、児童生徒の様子を日常的に観察する中で、ヤ

ングケアラーの視点も持って兆候をつかんでいただくよう協力をお願いするほか、民生児童委員や社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーとも連携しながら、実態把握に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

6番、清水欣也議員の再質問を許します。6番。

6番（清水欣也）

今回の私の質問は、広範囲にわたって質問したつもりなんですが、非常によくまとめられた回答であった、答弁であったと思います。非常に勉強されて、いろいろ研究された結果の回答であったと、非常に私満足をしておりません。ただし、何点か具体的に新たな質問をいたします。

この体系的な貧困対策はどういうものなのかという質問をしたんですけれども、我が町のこの貧困対策を概観すれば、それに近いものとするれば、三種町子供の貧困対策に関する整備計画というのがあるんですけれども、今年で5年、5年間、5年前に作成されたものが今年でそれが終わります。4年度から新たな計画が始まります。今、そろそろ出来上がった頃だと思うんですけれども、この全体の対策があるかとなると、この計画がせいぜいそれに当たるといふふうに私は見ております。

三種町の貧困対策というのは、それだけじゃなくて、生活保護、それから生活困窮支援、子供の貧困、子育て支援、この4項目が貧困対策の骨組みになっていると。そういうふうに私は理解しております。これが我が町の言わば貧困対策なんだというふうに、そういうふうな骨組みを私考えているんですよ。

ただ、生活保護は、これは国の所管であります。守備範囲が国の守備範囲なんですね。それから、生活困窮支援というのは、県の守備範囲です。あとは、子供の貧困と子育て支援が町の対策なんです。守備範囲。こういうふうに、大まかにくくられると思うんです。

私たちのその対策というのは、責任を持ってやるというのは、今のところ、子供の貧困と子育て支援なんです。これは先ほど壇上で申し上げましたとおり、あくまでも子供の貧困、子育て支援は、子育て支援。子供の養育とか教育とか福祉とか、そういう視点に立っての対策、狙いとする対策であって、本当の貧困対策に対する経済的な支援というものというのではないわけです。これがその我々の対策の中には、貧困対策の中では、その部分が落ちている。そういうふうに考えているわけです。

そこで、今日の質問は、この経済対策に直接支援をするべきじゃないか。そのためには、実態を綿密に調べ上げる必要があるんじゃないか。これが今日の私の質問の狙いなわけです。

ここで、1番のところ町長に質問しますがけれども、生活保護では救えない貧困層をどうするかという問題が出てくるわけです。実態調査でその生活

保護の対象が見つかるかもしれない。そういう意味であります。これに対する質問は後で、説明をしてこの質問にまた戻ってきますので、次に進んでいきます。

生活困難者が増えているか減っているか、その実態を町はどう見ているかという話ですけれども、この実態は、今現在、町長はそれはつかみ切れないというような話をしていましたけれども、先回の5年前のこの調査では、経済的に苦しい状況にある家庭が増えているという認識をこの計画で示しているんですよ。町ではそういう傾向にあるということをつかんでいるわけですし、それをさらにもっと具体的な、一歩進んで具体的な調査をしたらどうかという、そういうような質問なのであります。

それから、生活保護費の3番については、よく分かりました。この質問は改めてしません。

この4番目の問題ですけれども、相対的貧困率をこれからの町の計画に反映させていってはどうかという質問であります。確かに、この貧困率の実態と貧困率の計算というのは非常に面倒で、確かにその具体的な資料に基づいてやらなければならないわけですが、もう日本各地で自治体がいっぱいやっているわけですよ。この算出をしているわけです。確かに、その個人のプライバシーに関わる問題もあるわけですが、それは当然外に出さないわけで、これはほかの市町村も自治体も全国でいっぱいやっているわけです。それに基づいて、その地域の貧困状態がどの程度であるかということによって、自分のその自治体の対策の立てようがあるわけですので、貧困家庭が多いとか少ない、あるかもしれない、あるいはないかもしれないというようなことじゃなくて、いずれはこの我が町についても、我が町の貧困状態はこうなんだという、そういう客観的な形での調査による実態を確認する必要があるんじゃないかということだったんです。確かに、この貧困率が全て、全てその物語るわけではないんですけども、一定のその確認の根拠には私はなると思っております。

町長が先ほど非常に大事な部分のことをおっしゃいましたね。私たちは、可処分所得の引上げに努めているんだ。だから、これを貧困対策としているんだ。こういうことを申し上げましたけれども、これについて質問いたしません。

可処分所得の引上げに努めているって、これ、大変な問題なんです。可処分所得を上げるとすれば、産業を活発にして、家庭の所得を上げなきゃならないんですよ。可処分所得というのは手取りということですから、この手取りを多くするためにはどうするか。子供手当とかいろんなものを間接的にがながながん流せば、間接的に経済負担が少なくなるんでしょうけれども、それによって可処分所得を引き上げるなんて、そういう考えなんて成り立たないわけです。可処分所得を引き上げるとよく努力をして、この貧困対策を何とかしたいという町長の答弁だとすれば、むしろ産業を活発にして三種町の経済の底上げを図る。それが最もいい私は貧困対策だと常に考えてい

るんです。

ところが、残念ながら、私、三浦町長の時代に、三種町の一番弱い行政分野は産業振興だと言ってきているわけです。

ここで町長に質問なんですが、可処分所得を引き上げるのであれば、間接的な手当でだとか、教育、学校の給食の無料化だとか、そういうことじゃなくて、もっと根本的な問題に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

確かに、皆さんの働く方々の手取りを上げるということは、町でなかなか手を入れる部分は難しいんでございますが、やはり町民の皆様も、恐らく皆さんが生活が豊かで安定するように皆さん努力されていることと思います。

町の産業としても、今、有効求人倍率等は上がっている状況でありますし、最低賃金等の引上げ等も図られてきております。そういう意味では、所得水準の上昇は見込まれるところではありますが、それ以上にやはりいろんな経費、それこそ食料、そういう生活費の部分の物価の上昇も否めない部分はあると思います。

そういう部分では、町としては、やはり商工会、そしていろんな関係団体とも協力しながら、それぞれの個人の所得が上がるような産業の創出というか、発展を目指していかなければいけないということは十分認識しております。今後もまず、効果としてなかなか見えない部分はあるかもしれませんが、引き続き努力してまいりたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

6番。

6番 ( 清水欣也 )

とにかく我が町の経済力状況、あるいは今日特に問題にした貧困状態がどのような状態にあるかということをとにかくまず確認したい。そういうふうを考えているわけです。そこから、どのような対策が有効なのかということを選択するという考えに立つべきだと思ひまして、実は私は、今税務課の協力を得まして、住民税の所得割の賦課状況を今いろいろ分析しております。これによって、我々の町の経済状況あるいは貧困状況を、それはもちろん100%つかめるわけじゃないですけども、これで幾らかでもそういうのに到達できないかと思って、今その作業をしているところでございますので、皆さんはひとつ、私はそっちのほうを頑張りますので、皆さんがその貧困率の把握にひとつ頑張ってください。そういうことであります。

それからもう一つは、ヤングケアラーの問題ですけども、ヤングケアラーは、今、そろそろみんな、また各自自治体で調査をし出したわけです。皆さんから言わせれば、もうすぐプライバシー云々の話をしますけれども、こ

れは幾らでもできる話でしてね。国だってやっているわけですから。

皆さん、国の令和3年の12月、文科省でこのヤングケアラーの実態調査をしましたよね。その状況を把握していますか。まずそこからちょっとお聞きしたいと思います。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（清水真）

お答えいたします。

令和2年の12月から令和3年1月にかけて、厚生労働省と文部科学省が合同で調査を実施しております。

結果の概要でございますけれども、それで調査の対象でございますが、全国の公立中学校と全日制高校の2年生、それから通信制高校の生徒らでございます。

それで、結果でございますけれども、中学2年生の約17人に1人、5.7%、それから高校2年生では約24人に1人、4.1%が家庭の中に世話をする家族がいるというふうに回答しております。（「分かりました」の声あり）はい。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

そういうことで、具体的にその調査結果をここで申し上げるのは省略しますけれども、いずれ国がこういう調査をしているわけです。それに引かれて、各自治体が今これを調査をし出している自治体が増えてきているという状態でございますので、どうかひとつ、貧困率の計算と併せてひとつ頑張っていたきたいということでもあります。

先回の調査のこの結論の中で、非常に関心がある調査項目があるんです。それはこういうことなんです。経済的に厳しい状況にある子供の家庭に対する経済的支援は重要であると。ただ、町単独では支援が困難であるため、県の事業を利用すると。こういうふうに明快に書いてある。そう言いながら、子供が安定した環境で育つためには、家庭の経済的安定が第一歩になると言っているわけですよ。だったら、町でもこの経済的支援を行うべきということにならないかというのが今日の一番大きい質問かもしれませんね。

子供の健やかな成長を図る、学歴の向上、全て経済問題が根底にあるという考え方なんです。国も世界も。だから、何としても我が町の貧困問題を解決するためには、その最も困っている人たちに対して経済的に直接支援をするという、そういう方法が最後必要じゃないかという気がするわけです。そのためには、実際にどのような状況に今あるのかということ、このヤングケアラーの問題と相対性貧困率をひとつ頑張って把握してもらいたい。そういうことでもあります。

それから、もう一つ必要なのは、三種町のこの整備計画に今度5年目の、

今、令和4年度にこれ発行されるわけですけれども、そのための家庭内状況調査というのは、私見ていませんがやっていると思うんです。その中でも大抵は今の状況が、貧困率ほど正確じゃないんですけれども、これで大体分かっちゃう。

例えば去年は、この先回では、おかずを買うことができなかったというのが何%かいるんです。時々あったと合わせれば、たしか20%ぐらいいるんですね。それから、子供の服を買えなかった。時々あった。それを合わせるとこれも二十何%いるんです。という調査がここで今回もなされると思います。やっているでしょう。そこから、もう大体その町の状況が分かるんです。

ですから、私が今言ったこの調査の結果と、それから相対性貧困率と、それからヤングケアラーの調査と3つを合わせれば、私も今住民税の所得割の賦課状況を、この4つ合わせれば何とか我が町のその状況が把握できるんじゃないか。そういうふうを考えておりますので、どうか町長、これに向かってぜひその作業を進めるというふうにしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）  
町長。

町長（田川政幸）  
お答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、いろいろ調査には困難を伴いますが、やはり町の実態を把握するという事は、町の貧困状況を見極める上で大事な事かと思っております。事務的にどういう形になるのかを含めて担当課とも相談しながら、次の計画策定に向けて必要な情報として、やることも大事な事かと思っておりますので、担当課と協議して進めてまいりたいと思っております。

議長（金子芳継）  
6番。

6番（清水欣也）

最後です。その経済問題、経済問題、貧困問題、それから生活困難者問題。これを町として正面として取り上げるのであれば、この間接的な助成、支援にかかわらず、だけじゃなくて、直接支援が必ず必要になってくる。そのためには、さらに根本的な対策としては、我が町、これは人口減少問題と絡むんですけれども、もう産業の底上げを図るしかない。そういうふうに思います。

最後に、町長、これからの産業、経済の振興の底上げということについて、ひとつ来年度から本気になっていただきたいと思います。町長は、人口減少問題が最優先だという、この間の新聞でも書かれていました。もしそうだとすれば、この経済問題と含めて産業振興の充実、底上げというのは必須だと、それ以外にないと私は思うんですけれども、いかがでしょう。

議長（金子芳継）

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

確かに、高齢化が進むことによる人口減少は避けられないと正直思っております。

ただ、若い方々、そして働く人方が定住する上では当然そういう雇用、そして、雇用の場を確保するためには産業の振興は欠かせません。今、それでも大きな会社が進出する予定もありますし、洋上風力を含めて新しい産業がどんどん進む方向が見えてきております。そういうところもしっかり我が町として捉えながら、町独自の産業振興も、広域も含めてですね、いろいろ協力してやっていきたいと思っておりますし、それによって町民の皆さんの所得が全体的に底上げできるような、町として取組は今後も続けてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

むしろ、ほかの町村、市町村に頼るんじゃなくて、もう我が町ではこうやるんだ。こうやって我が町では生きていくんだという、そういう遠大な構想を町長に持っていただきたいですよ。確かにそれは、ソフト産業もいいでしょう、人口減少問題で。いいでしょうけれども、本当はその基盤となるのは、成長の基盤となるのは、産業振興だというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番、清水欣也議員の一般質問を終わります。

1 時まで休憩します。

午前 11 時 51 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

議 長 ( 金子芳継 )

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10 番、大澤和雄議員の発言を許します。10 番。

10 番 ( 大澤和雄 )

私からは、さきに通告してあります3点について質問をさせていただきます。

まず初めに、水田活用の直接支払交付金の見直しについてであります。

国は令和4年度から水田活用の直接支払交付金について、湛水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外とし、さらに現場の課題を検証

しつつ、今後5年間（令和4年から8年度まで）で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は、令和9年度以降、交付対象としないことといたしました。

三種町内の大豆の作付は約800ヘクタール、5年に一度作付するとなると、毎年160ヘクタールに米を作付することになると報道されておりますけれども、こうした対応はほとんど不可能であり、特に大豆は販売代金だけでは間に合わず、交付金がなくなれば大豆生産をやめざるを得なくなり、耕作放棄地が増えていくことになることは目に見えております。しかも、大豆生産農家や法人の経営に壊滅的な打撃を与えることとなります。

3月13日付の北羽新報によれば、三種町の影響額を、農林課で説明されておりますけれども、過去5年間で水稻作付されていない圃場が524ヘクタールで7割を占め、このまま作付をしなければ1億8,362万円が対象から除外。さらには、じゅんさいやキャベツなど全12品目全体で2億5,945万円が除外対象となると説明されております。これでは本町の基幹産業である農業に壊滅的な打撃を与えるものであり、今後5年間で水張り水稻作付をしない農地を交付対象としない、この国の方針の撤回を強く求めるものでありますけれども、町としても、国に関係機関と連携して方針の見直しとともに、現場の実情に合った対応を強く求めていくべきであると思っております。これらの対応について、町の考え、対応を伺いたいと思っております。

次に、スマート農業推進についてであります。

政府は、食料・農業・農村基本計画に基づき、農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ生産性を向上させるため、ICT、ロボット等を活用したスマート農業の社会実装を加速化することとしております。スマート農業により、作業の自動化や省力化はもとより、例えば農作業の履歴を圃場ごとにデジタルで記録し、農作業の振り返りや営農計画の策定に活用するなど、農業データの活用による効率的な農業経営や技術継承の円滑化などの効果が期待されております。実際、農業機械や圃場に設置されるセンサーからのデータ取得や、営農管理ソフトによるスマートフォンでのデータ管理などの農業ICTサービスが民間企業から農業者向けに提供されてきております。さらに、斜面の草刈りの自動化や耕作放棄地の管理など、地域の農地保全にも有効な方法も試みられてきております。現在は導入に数千万円と高額な費用がかかることが課題となっておりますけれども、将来的にはローカル5Gの導入なども大いに期待されているところであります。

本町においても、スマート農業に取り組む農業者への支援など、農業者の高齢化や労働力不足、耕作放棄地の解消、さらには効率的な農業経営の推進などのため、積極的にスマート農業への支援、取組を行っていくべきと考えております。これらの対応について伺いたいと思っております。

次に、町内の誘導灯、案内板の看板の老朽化についてであります。

旧山本町のときに設置した誘導灯（案内の看板）、能代市から三種町に入ったところでありますけれども、かつては電気もついておりましたけれど

も、電灯の支柱が折れたままで、手つかずの状態でごく古くなっております。町民からも、町を宣伝する看板なのでリニューアルするなりきれいにし、新しくする時期に来ているのではないかという声が寄せられております。

町内全体を点検して、町のシンボリックな看板等をリニューアルするなり、何らかの対応が必要なきに來ているのではないかと思っているところであり、これらの対応について伺いたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

議長（金子芳継）

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、10番、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、水田活用の直接支払交付金につきましては、昨年12月の令和4年度産米に向けた説明会において、県から具体的な方向が示されたものであります。この方針がそのまま適用されますと、これまで長年にわたる国の農業政策に対応して、大豆の作業受委託などにより農地の維持に携わってこられた農家の方々への影響は計り知れないものがございします。

議員ご指摘のとおり、地域で農業を頑張っておられる方々の実情を踏まえ、関係機関との連携を図りながら、著しい不利益を農家が被らないよう国に対し強く求めてまいります。

続きまして、スマート農業推進についてお答えいたします。

昨年3月に策定した「三種町みらい創造プラン」におきましても、スマート農業の推進に関し町として取り組むこととしております。これを受け、今年度は農業再生協議会の事業として、アシスト機能つき田植機やパワーアシストスーツ等の実演会を開催し、農家の方々へのアプローチを行ったところでございします。県内においては、数年前から各地でスマート農業への取組を進めている先進事例があり、具体的な段階へ移行しつつあります。

スマート農業を実践されているの方々への県が行ったアンケート結果によりますと、「導入によって予想どおりの効果を得られた」、「労働力の削減につながった」等の声も寄せられており、農家の高齢化や労働力不足という課題解決に向けたきっかけとして期待できるものと考えております。

議員ご指摘のとおり、スマート農業の導入には多額の費用がかかるという問題があり、またデータを活用した営農には通信網の整備が必須であると同時に、スマート農業に欠かせないアシスト機能つきの農業用機械に対応した圃場の整備も求められます。現時点では克服すべき課題がございしますが、国、県の補助事業を活用しながら導入に向けた取組を推進してまいります。

続きまして、町内の誘導灯の老朽化についてお答えいたします。

ご指摘の割道地内の誘導灯は、町道山本中央幹線沿いにある大型案内板のことと存じますが、当該看板は旧山本町時代に設置されたもので、国道7号線の二ツ森地内、じゅんさいの館付近にある大型案内看板と同時期に設置さ

れたものであり、その後、合併時に「みたね」のロゴ変更に合わせて改装を行っております。

両案内板は、改装後からもかなりの年月が経過し、イメージキャラクターの落下や文字、金属板の塗装劣化、剥離など老朽化が進んでいる状況となっており、対応が必要な時期に来ていることは認識しているところでございます。

今後の対応につきましては、老朽化による安全面を考慮しながら、大型・小型案内看板も併せ、町全体で統一した案内看板の整備を検討してまいりたいと存じますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番（大澤和雄）

最初の水田活用の交付金の見直し等についてでありますけれども、まず壇上でも私言いましたけれども、まず過去5年間で水稲作付が行われていない圃場が524ヘクタール、7割を占めていると。これ、当然これからも個々の農家に聞き取り調査あるいは実態調査等をしないと正確な数字は出ないんでしょうけれども、基盤整備されている圃場などローテーションを組める面積もあると思うんですけれども、そうした面積はこの524ヘクタールのうちのどのくらいあるのか。大まかでいいんですけれども、予想として見込んでいるのかちょっと伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

今回議員がご指摘いただいている数字の元数字は、3月11日に行いました大豆の関係者の方々に説明会を行ったときに基礎数字として使ったものでありますが、あくまでも令和3年度における水田台帳の中で営農計画書等に基づいて過去5年間、要するに今令和3年度ですから、その前、過去5年に遡って大豆をやっている面積として把握しているものであって、圃場の計上等の集計までは至っておりませんので、正確な数字についてはちょっとお時間をいただきたいと思っております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。この面積が即その除外対象になるということではないとは思いますが、ただ、復元するというのは相当難しい状況にもあるとは思っているんです。

単純にですよ、今年から5年となると、例えば30ヘクタール大豆を作付

している場合、そうすると今年から6ヘクタールで、5年で何とかクリアするということになるんですね。今までほかの水田も実際稲作とローテーションで大豆を作付している人は、ある程度可能かもしれませんが。新たにやるとなると、例えばこの6ヘクタールとなると、まず苗を準備するとなると、大体密植、今密苗とかいろんな栽培方法もあるんですけども、10アール23枚から25枚いくとすると、6ヘクタールだと大体1,500枚ぐらいいくんですね。そうすると、3間の10間、普通の育苗のハウスだと、それでも大体445枚ぐらいしか入らないんです。そうすると、3棟半ぐらい、3棟以上必要になってくると。そういう状況なので、非常にこの今からそういう準備をするというのもちょっと、とても無理だ、無理なんではないかなと。

しかも、今回、今年この豪雪ですね。行政報告でこの被害、農業用パイプハウス89棟の被害があったという報告だったんですけども、そうになると、新たにもうこのハウスを建て替えるにしても、恐らく資材はもう調達できないと思うんです。現在被害に遭ったこのハウスだけで恐らくもう目いっぱい、新たにこのハウスを建てるといのはもうほとんど不可能ではないかと私思うんです。私らもよほど早く言っておかないと大体建て替え困難ですからね、通常するときでも。ですから、これだけ大雪で被害があるとなると、実際にこの建て替えるのも困難だし、3棟以上、1,500枚の苗を確保するという自体、去年の既に11月、いわゆる種子の種子注文の段階でそういうことが分かっていないと、実際準備できないんですね。

ですから、なぜそういうことをきちんと、もっとそういうことを事前に国のほうも、きちんと把握したそういうことをやらないで、いきなりですね。こういうふうにしましたと言われても、本当にこの対応できないと。本当にこれ、こういうことをやられても、農家はまさに死活問題だと思うんです。

この13日付の新聞で見ますと、いわゆるこの転作作物として、壇上でも言ったんですけども、じゅんさい沼を、いわゆるじゅんさいを栽培するために水田をじゅんさい沼にしている圃場というのもあるんですね。これも要するに5年に1回という作付をしなければならないということになると、これはほとんど不可能に近いことなので、こういうことはきちんと特例としてこの作付は免除してもらわないと、これ、まさにこの我が町の特産物の危機だと思うんです。

ですから、実際、自然の湧き水を使ったそういう古くからのじゅんさい沼もあるでしょうけれども、いわゆる転作田として対象になっているじゅんさい沼というのは、この三種町にどのくらいあるものかなと。ちょっとこの把握できる範囲ですか。私、非常にこの辺が心配なんですけれども、このいわゆる転作田としてのじゅんさい沼というのは三種町内でどのくらいあるのか、分かっていたら教えていただきたいんですけども。

議 長 （ 金子芳継 ）  
農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

まず、この国の方針の中で、皆さん誤解されている部分があるのかもしれないのでご説明をさせていただきますが、5年に一度作付をしなければならないということであって、米を増やせとは一言も言ってはいないのであります。要するに作付を大豆から転換した場合は、大豆等転作して、米を作っているところを今度転作しなきゃいけないんです。要するに総量としては変わらない。そういうふうに、国としてはブロックローテーションをやりなさいという方針の下でやっているの、単純に米を増やすというふうなシステムで説明をしているわけではないということをご了解いただきたいと思ます。

それと、じゅんさいの圃場につきましては、説明会の資料でいきますと、うちのほうで把握しているのは、転作田だと思いますが、交付面積として31ヘクタールあります。それが5年間、転作として転換した部分もありますので、5年間固定になっている部分といいますと24ヘクタールほどになると思ます。

議 長（ 金子芳継 ）

10番。

10番（ 大澤和雄 ）

24ヘクタールということで分かりましたけれども、ただ、今、課長今おっしゃったようにそれは確かに、米を増やせというのではない、ブロックローテーションという形でこの国は考えているんだと、それは分かります。

じゃあ、その今大豆農家、水稻も一緒にこのブロックローテーション、みんな組めるんですか、実際。できないでしょう。どうなんですか。

議 長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

議員ご指摘のとおり、5年で回そうなどというのはかなり苦しい現実問題であります。いずれ40年近くかけて転作田として、三種町でこの800ヘクタールの大豆の受委託構成が出来上がったものをたった5年で解消できると思いませんし、いずれ田んぼだったところを大豆にすれば大豆の収量が上がるのにも何年もかかりますし、今まで大豆だったところを田んぼに戻すとすればかなりの費用がかかったほかに、何も、ひよっとしたら収益が駄目になる。要するに、全く農家経営を無視した転換だということが、先週その説明会のときも農家の方々からかなりのお怒りの言葉をいただきました。

そういうことを我々もお話を伺いましたし、先日、県議会、まだ開会中ですけれども、知事もこういう方向づけに関してはいかなものかというお考えを持っているということでしたので、我々としても地元の声を吸い上げて活動をしていくのには追い風になるものと考えております。

議 長（ 金子芳継 ）

10番。

10番 ( 大澤和雄 )

分かりました。

それで、今回のこの唐突な見直しというのは、本当に大変だと思うんです。しかもこれ、政府は確かに、そうした水利機能のないところは完全に畑地化するという考えのようなんですけれどもね。

今までは、転作田という形で、土地改良区に水利費等もちちゃんと払ってきているんですよ。それを完全に畑地化するという考えもあるんでしょうけれども、そうなったとしても、それで大豆農家が委託している農家に戻した場合にじゃあ経費がかからないかということ、若干の土地改良費もかかってくるだろうし、当然土地改良区としても、水田転作ではない畑地化というようになった場合にこの水利費等も見直してもらわないと、返してもらった農家だってもう立ち行かなくなると思うんですよ。

だから、これは、この問題は、やっぱり土地改良区ともきちんと連携した形で、国にいろんなこの現状をきちんと一緒に訴えていかないと、この問題はちょっと解決できないと思いますし、農家も大変な状況になると思うんです。その辺はどういうふうにご考えておられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 工藤伸也 )

これに関しましても議員のおっしゃるとおりと私たちも考えております。いずれ、土地改良区絡みのいろんな関係も含めまして、三種町とはまた形の違ったほかの市町村でも、またそういう我々とは違った問題を抱えているというのも新聞で見ましたので、そういうふうな今までのいろんな農業経営に関する支障が生じるので、これに関しては到底承服できないというようなところが全国各地にあると思います。いずれ現場の声を我々も吸い上げて、秋田県全体、それこそ全国でうねりを上げて、国に異議を申し立てていくべきだというふうには考えております。

議長 ( 金子芳継 )

10番。

10番 ( 大澤和雄 )

分かりました。

いずれ、一部は確かに、私の周りにも大豆の大規模農家がおりまして、やはりこの基盤整備したところは、やはり何年かに1回大豆と水稻のローテーションを組んで頑張っているんです。そういうところはそれなりに対応できるところもあるんですけれども、やはりそうでないこのいわゆるそういう、例えば能代土地改良区のように素波里ダムからどんどん水が来るようなところだとそれなりに対応できると思うんですけれども、そうでないところはですね、田んぼの小さいところはもう、畦畔ごともうトラクターで起こして、

もう斜めになっているんですよね。それ、もちろん大豆生産のためにはそのほうが効率いいわけだったので、そういうふうに行っているところもあります。

しかも、今度、そういうところがいわゆる水を確保できるのかという問題もかなりあるんです。いわゆるこの後継者不足、そういうことによって、沼や水路がきちんと管理されているところがどのぐらいあるのかとなると、それもまた対応が非常に。この農家の農家人口がこの町内でも減少しているときに、それをさらに復元して、この水田に復元するまでに、果たしてどのぐらいできるのかというと、それもまた非常にハードルが高いと思うんです。

いずれそうしたことも、現実を踏まえたことをですね、ぜひとも関係機関と一体となって、我々も現実にこの地域の農家がどうなってどういう状況なのかと一緒に、この問題には取り組んでいかなければならないと私も思っておりますので、当局もそうした対応をよろしくお願いしたいと思います。

この問題はこれで終わります。

次に、スマート農業についてでありますけれども、今答弁でアシストスーツとかパワーアシストスーツとか、そういうことをいろんな形でやっていくということで、いずれこの施政方針でも、特に産地間競争や労働力不足、そうした課題に向けてスマート農業技術を導入して、特に若い人たちを含む農業関係者が前向きに携われる環境を整えるために支援していききたいという、町長の施政方針でもそういうふうに行われているんですけれども。やはり、もちろんこの農家自身も、そういうことに積極的にいろんな情報を集めて取り組んでいくことはもちろんなんですけれども、やはりこうしたことを農家に、当局、各課の職員がですね、そういう先進事例みたいなものを大いに視察研修して、農家に情報提供あるいは技術支援という形で支援していただきたいです。そのことも私はかなり大事なことなんだと思うんです。

もちろん町長がおっしゃったように、例えばローカル5Gとかは、限られた地域で使うのか。あるいは、三種町全体をカバーするというふうなことになる、何千万、何億かかるのか。いわゆるそうした中継基地、基地局をどういう形で設けて、どういう農家がそれに参画するのか。それによって、半端なお金がかからないわけではないんですけれども。

ただ、そういった、どういう可能性があるのかということをややはり職員がこの先進地に積極的に行って学んで、それを農家に情報提供なり技術支援してほしいと。そういうことが私はこのスマート農業の今後のことにとっても非常に大事なことはないかなと思っているので、これは、町長自身がそういう取組というか、職員に対しても先進地での研修等に積極的に参加してそういう技術、情報を身につけてほしいという、そういう思いが町長になればこれちょっとできないことなので、町長はその辺どういうふうにお考えなのかちょっと伺いたいですけれども。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

やはり職員自らこのような先進事例、そういうところで見聞を広め研修を受けるということは、大変重要で大事なことだと思っております。やはり町の職員として、そういう人材育成の意味も込めまして、やはりそういう専門的な知識も高めていくということは非常に大事だと思っております。

そのために、今、なかなか人的にはかなり、職員数もかなり絞られている中で厳しいわけではありますけれども、そういうところをしっかりと見ながらでも、いろんな関係団体、そういうところと協力しながら情報交換、そしてそういう現場の知識を高めるような努力をしていくように、今後、農林課等とも協議していきたいなと思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

10番。

10番 （ 大澤和雄 ）

分かりました。そうしたことは非常に大事なことではないかなと私も思っております。

私もこのいろんな先進事例をインターネットで調べると、私もちょっとびっくりするぐらい実は全国でいろんなこのスマート農業の取組が行われているんですね。これは私もちょっとびっくりするぐらいなんですけれども、ピンからキリまであるんですけれども、ただ、取りあえず、取り組んでいけるようなものというのも結構あるんです。

例えば、水田センサー等を活用した米の特A産地化というふうなことを宮崎県のある市町村でやっているんですけれども、これに関わっているのは10戸の農家なんです。そうした中で、この水田センサーと自動水門、そうしたことを活用していわゆる食味の食味品質の向上に向けた取組、特Aのランクの米の生産ということに生かしているんです。それを見ると、このデータを見ると食味値が、たんぱく質の少ないほうがいいんですけれども、県平均が6.8に対して、この展示圃では6.0。一等米比率がこの宮崎県は、県平均が僅か16%なんですけれども、これによって100%になったという事例も出ているんです。それで、千粒重も県平均が21.0なのに対して22.6と非常に高い。千粒重が重い。だからこそ、一等米比率が100%ということになろうと思うんですけれども。

こうした、何も大がかりなものでもなくて、我が町でも、あるいはそんなに大規模な農家でなくても取り組めるようなもの。そうしたこの試みがあるのであれば、そうしたことを実証圃のようなものでも作って、農家が取り組みやすいようなそういう部分も大いに研究して取り組んでいただけたらなどは思っているんですけれども、そうした全国の事例を見た中でこの実証圃など設けるといような、そういう方向もあるのではないかと思うんですけれども、そういうことはどのように考えておられるのか伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

ご指摘ありがとうございます。

いずれ全国にそういう先進事例があるというのを私も全て把握しているわけではありませんけれども、そういうものをうち方でも取り入れ可能なものから順次皆さんのほうにお知らせしていければなど。いずれ県内でも水の管理をスマートフォンでやるとか、そういうふうな実践例もあるようですし、ちょっと情報を間違っていたら困るんですが、コンバインで刈り取った段階でもう既に食味が分かるということで、その圃場に対しては来年以降どういう施肥をすればいいとかという統計も取れるというような話もありますので、そういう、お金はかかる部分がいっぱいありますけれども、可能な部分からやっていければと思いますし、先ほどご質問いただきました先進地への研修も含めて、実証圃をやるべきなのかどうか、いろいろな方法を模索したいと考えております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。いずれ最初に質問したこの水田活用のそうした制度の急変というのものもあるんですけれども、そういう中でも、やはりこの担い手不足、労働力不足には、やはり対応したことはそれはまたそれとしてやっていかなければならないということでもありますので、ぜひともそうしたことも頑張っていたいただければと思います。

これについてもこれで終わります。

3点目についてでありますけれども、老朽化したということで、全体を統一した形にしたいということで対応していただけたということで、ぜひともそうしてお願いしたいなど。これは、やはり旧町時代にこの事業に関わった方からそういうことを強く言われまして、確かに大分老朽化してきたなということを私も思っておりましたので、ぜひともそうした対応をしていただきたいと思います。

私からはこれで終わります。

議長（金子芳継）

10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、11番、高橋満議員の発言を許します。11番。

11番（高橋満）

11番からは、3点について質問をしたいと思います。

1点目については、住宅取得支援事業についてであります。

今年度創設しました住宅支援事業は、人口減少対策の一環として、若者世代、それから定住を狙いとした新規事業であると思っております。

補助対象は、年齢が50歳未満、夫婦の場合はいずれかが50歳未満とい

うことでありまして、それに加えて、18歳未満の子供を育てられている人でも、三種町に住み続ける意思がある、そういう方を税金の滞納がないなどの条件をクリアすると対象にすると。

あわせて、新築住宅を建てた場合は100万円の助成。町内業者と工事請負または売買契約を結ぶと20万円が加算されるというふうな、非常に補助率の高い支援事業であります。さらに付け加えると、前年に、1年を経過していない物件に対しても、初めの年なので補助をするという点が付け加えられておると思います。

それで、次の点について質問をいたします。

過去5年間の町内、町外の新築住宅の着工件数。これは、もし可能であれば、町内の業者、それから町外の業者を分けて、分かる範囲内でお答え願いたいと。

それから、2つ目としましては、この本事業で町内の建築中小企業の育成として、果たして20万円が効果があるのかどうか。あわせて、その算定根拠はどのようにして決めたのか。お伺いしたいと思います。

3つ目としては、この町内業者の、ちょっと割愛しますが、この対策で町内業者の育成、従業員の継続雇用等々にどのように結びつくのか。そういう点についてもお伺いしたいと思います。

4つ目としては、この事業の補助金の予算総額。無尽蔵にあるのか、ある程度上限を決めて進めるのかも伺いしたいと思います。

次に、水田交付金（大豆）の見直しについてであります。

国は、今後5年間一度も米の作付を行わない場合、交付金の支払いを対象外とするというふうに示してございます。特に大豆の場合は、交付金がなければ非常に収量が低く、販売代金だけでは非常に経営は成り立たない、そういう品目でもあります。国の政策に従って米の作付転換を進めた農家及び法人ほど、大きな影響が出るというふうに想定されます。

よって、次の点について質問をしたいと思います。

作業受託が拡大しまして農地維持をしてきたわけですが、今後想定される耕作放棄地の拡大対策はどのように対応または進めるのでしょうか。

2つ目としては、町として、県内の市町村と連携し、県、国に当然働きかける必要があると思いますが、三種町、再生協議会としてはどのように進めるのかお伺いしたいと思います。

3つ目、交付金が除外された場合の町内の影響。ここに大豆というだけで書いておりますけれども、除外された場合の総額、品目別でもよろしいので、お伺いしたいと思います。

次に、3つ目としましては、米政策についてであります。

令和3年産の水稲作況は、もうご存じのとおり県北で103、本来であれば豊作で非常に喜ばしい状況でありますけれども、概算金で13%、単価で1俵2,700円の収入減少につながっております。大変経営としては圧迫されているという状況です。

各農家は、収入減少緩和対策や収入保険に自ら加入しており、一定の補填が見込まれるわけですが、交付は来年度になるため経営的には非常に厳しく、経営資金の確保が喫緊の課題であります。

このような状況の中、農水省としては4年産の作付を3%の減産が必要だというふうに示しております。

それについて、次の点についてお伺いします。

令和3年産の収入減少に対する町の対策は、どのように進めておるのでしょうか。

2つ目、基本的には、米価の安定を目的に生産調整に取り組んでいる農家が多いわけですがけれども、令和4年の転作の増加は非常に厳しいものがあるというふうに思っております。町としての対策、取組の方向性、考え方をお聞きしたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（金子芳継）

11番、高橋満議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、11番、高橋満議員のご質問にお答えいたします。

初めに、住宅取得支援事業についてお答えいたします。

過去5年間の新築住宅の着工件数の実績は、平成28年度は29件、町内10件、町外19件、平成29年度は39件で町内15件、町外24件、平成30年度は32件で町内7件、町外25件、令和元年度は26件で町内8件、町外18件、令和2年度は30件で町内9件、町外21件となっております。

なお、この件数については、建築確認申請の申請日を基準に年度集計されておりますので、住宅の完成年度とは整合しない場合があります。また、年齢等による分類ができないことから、50歳以上の方や子育て世代以外の方も含まれております。

次に、加算額の算定根拠についてでございますが、県内他市町村の類似事業を参考に、町の財政状況等を考慮して決定しております。

町内の中小企業の育成及び従業員の継続雇用対策につきましては、本事業は、若者世代、子育て世代の方々が町内に住宅を建築することで確実な定住が見込まれることから、若者世代及び子育て世代の定住移住対策を主な目的として実施しております。これに付随して、町内企業の利用を促すため補助金の加算を行っているものであり、中小企業支援策としては、別途、住宅リフォーム助成事業や地域雇用創出事業等を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、本事業の予算総額についてでございますが、本事業は人口減少対策としての効果が高いものと考えておりますので、申請状況によって、予算が不足となる場合は議員の皆様にご相談させていただきたいと考えております。

ので、ご理解くださるようお願いいたします。

続きまして、水田交付金の見直しについてお答えいたします。

先ほどの大澤議員への答弁と重複する部分もありますが、今後5年間に水稲作付が行われない農地に対しては水田交付金の支払い対象としない旨の方針が、昨年12月の令和4年度産米に向けた説明会において示されました。この方針がそのまま適用されますと、これまで長年にわたる国の農業政策に対応して、大豆の作業受委託などにより農地の維持に携わってこられた農家の方々への影響は計り知れないものがございます。結果として耕作放棄地の増加も懸念されますが、まずは関係する機関との連携を図りながら、国に対して農家が著しい不利益を被らないような対応を求めてまいります。

なお、水稲作付がなされず令和9年度から交付金の対象外になると推定される農地への交付金額は、大豆で2億4,000万円、飼料作物やソバ等を含めた町総額では2億6,000万円と試算しております。

続きまして、米対策についてお答えいたします。

町の米価下落対策といたしましては、収入減少影響緩和交付金制度及び収入保険制度で賄い切れない部分の支援として、主食用水稲種子購入費助成を実施し、各農家への支払いを1月中に完了しております。

令和4年米の需要に応じた生産の取組につきましては、国において、今後も米の需要は停滞することを見越し、さらなる作付転換をする必要があると試算されております。

この状況を踏まえ、町でも米価回復のため主食用米からの作付転換は必要なものと考えており、飼料用米への取組を中心とした方針を1月17日開催の農業再生協議会臨時総会で確認し、県から指摘を受けている主食用米生産量と目安との乖離解消に向け、取組を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

11番、高橋満議員の再質問を許します。11番。

11番（高橋満）

住宅支援事業につきまして、県内の町村のを考慮に参考にしたとありますけれども、もうちょっと詳しく内容を分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

住宅取得に類した助成事業につきましては、県内各市町村で実施してまいりまして、町外からの移住者に限定したもの、もしくは子育て世代に限定したもの、もしくは空き家バンクの利活用を利用したものに限るとか、様々な方式がなされてまいりまして、20万から一番高いところでは200万の助成と

認識しておりますが、その内容を精査しまして町の助成金を決定したところでございます。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

県内の町村のを参考にしたというふうなことであれば、一番近いところだと八峰町だと思うんですけども、八峰町はどのように進めておるものでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 答えいたします。

八峰町につきましては、当初、町内の建築事業者に限って住宅を取得した場合は200万という助成金を設定しておりましたが、令和3年度、町外の事業者を使った場合でも助成するというので、町外事業者につきましては100万を交付することとしてございます。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

じゃあ、八峰町は、令和4年は町内、町外共に200万ということなのでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 答えいたします。

令和3年度の八峰町の事業実施状況を聞いたところ、令和4年度で町外も拡充する予定は聞いておりませんので、町内が200万、町外が100万ということと認識してございます。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

すみません。ちょっと聞きづらかったかもしれない。もう一度。

町内業者が200万で、当初は町外は50万というふうにしておりましたけれども、これは継続しているのか。また、廃止したのかの情報は得ていませんか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 答えいたします。

八峰町は、当初、町内事業者に限り助成していたと私は担当課長から聞いて

てございます。そして、最初は50万でしたけれども、令和3年度は町外事業者は100万の助成をしていると聞いているところでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

11番。

11番 ( 高橋 満 )

令和3年も多分町外業者は50万の補助にしていると思いますけれども、どこで聞き違えたかは別に仕様がなと思いますけれども、令和3年もたしか町外業者は50万というふうにホームページではついております。この金額云々というよりも、ちょっとそこで聞きたいのは、町外の建築業者さんというのはかなり体力のある業者さんだと。全てとは言いませんけれども、あると思います。それに対して、町内の中小企業の建築業者さんは今非常に体力の弱い、こういう業者さんが多分多いのかというふうに思っております。

それで、こういうふうに体力のある業者さんに町としては手厚く、逆に言うと、20万のプラスだけで町内の業者さんが対応できるのか。これが一番重要だと私は個人的に思っております。この点について、これは町長から答弁願いたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

高橋議員おっしゃることはごもっともでございますが、やはり町の方針としては、やはり若い世代、若い方々がやはり資金的にも大変苦勞する中で定住に向けて一戸建てというか、自宅を持ちたいと。そういう方々の後押しをしたいというのがやはり第一目的でありまして、企業支援という部分はまた、町内企業の提案次第ではその方々にもチャンスというか、そういうところはあるんだろうと思っております。

町としては、とにかくその若い方々の子育て世代、なかなか資金的にも大変苦しい中で、そういう希望がある方のぜひ後押しをしたいというのが第一の目的でございますので、そのあたりは何かご理解をいただければありがたいなと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

11番。

11番 ( 高橋 満 )

この趣旨については、私は全く反対するつもりはありません。非常にいい考え方だと思います。これに一つプラスしてほしいのがやはり町内業者さんが着工できるように誘導する。これがやっぱり町に合わせた方策ではないのかというふうに思っております。

先ほどちょっと、体力という言い方をちょっとしまして、申し訳ない言葉だとは思いますが、やはり地元の方々は、大手の資本には耐え得ることがかなり難しいと思います。

それで、その20万というのが妥当かどうかをお聞きしたいというふうに、先ほどスタートのほうで聞いたところでもありますので、その点についてお答え願いたいと思います。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

本補助金は20万の加算はありますが、結果的には、町内事業者には120万の助成という大きな制度でございます。

八峰町の先ほどの助成で町内業者と町外業者の大きな差があるわけですが、しかも八峰町には三種町でも多くの方が建てられている住宅メーカーもありますし、そのような中で八峰町の助成内容を見てもみますと、町内事業者、町外事業者共に同じ数でございます。一概に助成額の大きさが受注につながる、直接つながるということは、なかなか難しいのかなということでもありますので、住宅建設というのは一生に1回建てるか建てないかという個人にとっては大きな事業でございます。それについては、やはりいろいろな思いがあって建設されると思いますので、町としては、まず三種町に建てていただくことを支援し、町内の住宅事業者につきましては、その建築の契約を取り込むような施策を行っていただきたいと思います。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

20万の根拠を聞いておりますので、政策のことではございません。20万円の根拠をお伺いします。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）

20万円の根拠につきましては、先ほども申し述べましたとおり、ちょっと大きな差をつけている自治体もございますが、多くの自治体は20万から50万の間で業者加算を設けてございます。これに町の財政状況を考慮しまして、20万が適当なのではないかということで加算額を設定させていただいております。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

20万から50万の範囲内で結構県内では考えているようだというふうなことですけれども、先ほどの予算の範囲内というのは、もうオーバーしたらまた議会のほうに諮ってプラスをするという基本的なもうベースがあるわけですね。

そうすると、20万ということじゃなくても、少なくとも50万プラスし

て町内の方々に、同じ建築をするにしても同じ土俵で建てる。こういうふうな選択肢をするのも、これは町の考えとしては必要ではないかというふうに思っております。この点についても町長からご答弁願いたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )  
町長。

町 長 ( 田川政幸 )  
お答えをいたします。

今年度から始まったこの事業でございますが、確かに今住宅建築資材が上がったり、地元企業が大変苦勞していることも十分承知しております。昨年から始まったやつをすぐまた増額ということはなかなか難しい部分もありますので、今後、いろんな建築産業の状況を踏まえながら、少し考えていく検討は持っておきたいなと思っておりますので、そのあたりはご理解をいただければありがたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )  
11番。

11番 ( 高橋 満 )  
すみません。

議 長 ( 金子芳継 )  
議場内換気のため、休憩します。

午後2時00分 休 憩

-----  
午後2時09分 再 開

議 長 ( 金子芳継 )  
休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行する前に、先ほど高橋議員の答弁で訂正がございますので、企画政策課長より答弁させます。企画政策課長。

企画政策 ( 工藤一嗣 )

課長 先ほどの答弁で誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思いません。

八峰町の町外事業者が建築した場合の助成金ですが、50万ですので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

議 長 ( 金子芳継 )  
11番、高橋満議員の再質問を許します。11番。

11番 ( 高橋 満 )  
休憩の前に町長のほうから答弁を求めた部分をお願いしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )  
町長。  
高橋議員さん、マスクやってください。

町 長 ( 田川政幸 )

再度お答えいたします。いずれ。

議 長 ( 金子芳継 )

そこ、マスクをかけるんだと。

町長、答弁お願いします。

町 長 ( 田川政幸 )

いずれ、今後の社会情勢も見ながら、協議、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

11番。

11番 ( 高橋 満 )

では、この件については終わりたいと思います。

続きまして、水田交付金についてであります。

この水田交付金の5年に一度の水稲作付、これをブロックローテーションという言い方をしておるようですけれども、これ、本当にそういうのが正しいのでしょうか。町としてはどうお考えでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 工藤伸也 )

先ほども大澤議員のときに答弁させていただいたと思いますが、町の方針ではなく、国の方針としてブロックローテーションを推奨している説明を受けているということでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

11番。

11番 ( 高橋 満 )

国でそういうふうには話をしているので、町としてもそうだというお考えかとさっき、聞きたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 工藤伸也 )

繰り返しになりますが、いずれ40年ほどかけて転作の水田等がこういう状況でありますので、圃場整備が確実にできている部分で可能な部分、町としてというか、町内でもやってきている部分もありますので、全てが不可能ということではありませんが、基本的には水張りをやめて大豆に変えている部分があるところが多いと思いますので、ブロックローテーションの実現はなかなか難しいのだろうということで、町として推奨しているものではありません。

議 長 ( 金子芳継 )

11番。

11番 ( 高橋 満 )

今から、かなり、40年近く前になると思います。もっとそれ以上かもしれません。その当時、国のほうでは、大規模団地加算、小規模団地加算、それからこの大豆のブロックローテーション、いわゆる2年、4期8年でサイクルを組むということを進めてきました。このどちらも途中で補助金がなくなって今現在には至っておりませんが、常にそういうふうな状況で我々現場としては翻弄されてきておるわけです。今、関係する方々も同じだと思います。

こういう轍を踏まないためにも、今現在の当町の例えば大豆の転作面積の中身。この転作の中身というのは、実はブロックローテーションするとき水系ごとに転作をしていくという、こういうことをしないと水が入ってくるものですから、それがスタートであったと思います。そのときに、その水系ごとに田んぼ、みんなある人はもう田んぼを全然作らないものですから、だんだんその場所はずっとその転作をするという。ですから、そういう農家の方は機械ももうないし、もうみんな任せていると、委託をするという。この部分についても、小作契約ではちょっと単価が低いので、その当時、大豆の委託料というのは、記憶が間違っていなければたしか2万4,000円だったと思います。ですから、非常に率のいい転作、それが浸透して今の集積につながってきたわけです。そういうところを今のこの政策だとやめると、いわゆる受託した人が代わりに水田を作るとかというのは非常に無理があるはずで

ですから、その中についての精査をどの程度農林課のほうではしておるのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 工藤伸也 )

お答えをいたします。

正確な回答になるのかどうかは分かりませんが、いずれ農政が目まぐるしく変わったことによって農家の対応もいろいろ苦慮してきたという歴史があって、その都度転作に対する補助金だったりいろんなものが変わってきたりなくなったりをして、こういうふうになっております。

そういう面で、転作を含めたブロックローテーションが可能かどうかも含めて、町がどういうふうにまとめるかというのは、やはり毎年やっております、農家の方々から上がってくる営農計画書を基に積み上げていかないと分かりませんので、まだ現時点で正確な数字というのをお教えすることができない状況です。

議 長 ( 金子芳継 )

11番。

11番 ( 高橋 満 )

これはなぜそういうことを言うかといいますと、町として、この今の国の方策について、当町の内容、これをやっぱり精査をして、いや、ここ、こう

違うんだよ、おかしいんじゃないの。

先ほど、ちょっとブロックローテーションの話をしましたけれども、1年  
水稲だけではブロックローテーションとは言わないというふうに私は習って  
きました。ですから、それもおかしい話でありまして、まず地域のこういう  
ところを分析をして、再生協で協議をして、それから県等に疑問点という  
か、そういうふうなものを出していかないと、ただお願いしますでは、これ  
は全く身に入った要望ではないというふうに私は個人的に思うんですけれど  
も、いかがでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 工藤伸也 )

またこれも誤解のないようにお答えをさせていただきたいと思いますが、  
我々行政としては、基本的には国の方針を農家の方に伝える立場にあるもの  
と理解しています。ですので、国がそういう政策をしているということをこ  
の間大豆の受託をされている方々に説明をしたところで、当然それは受け入  
れられないという生の農家の方々の声をこの間いただいたところです。

高橋議員がおっしゃるとおり、町の実情をちゃんと数字を踏んで、県、国  
に説明をする材料を整えるべきだというご指摘だと思いますけれども、我々  
がその国に対して異を唱えるというよりは、農家の方々、生産者の方々の生  
の声を集約して、町としてこうだ、国、県としてこうだという声を国に上げ  
ていくのが正当な動きだと私は理解しています。

議 長 ( 金子芳継 )

11番。

11番 ( 高橋 満 )

いろいろと解釈には違いがあると思いますけれども、ただ、この転作の  
進め方では理解できないと、経営できないと、これだけではやっぱり説得力  
は非常に欠けると私は個人的に思います。ですから、あくまでもバックデー  
タを持って進めるのがベターだというふうに考えておるんですけれども、そ  
れは答弁は要らないです。

そういうふうなことで、内容の分析は、きちっとして説明に説得にやはり  
力をつけるという、こういうところが町の、これが再生協の仕事ではないか  
というふうに思うわけであります。ですから、その中で、先ほど言ったその  
農家の実情がこうだよと。それに対して、じゃあ町はどうです。ここから  
は、今度町長のほうが会長になるはずなので、町としては、どのような方向  
で県、それから国会議員の先生方にどう結びつけていくかというのが一つの  
順序立てだというふうに思いますけれども、何にもない、ただお願いします  
では、経営ができないでは、これはレースにならない話なので、再生協の会  
長、町長としてどのように進めていきたいのか。ぜひお聞かせ願いたいと思  
います。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

やはり現場の声が一番強いし、現場の声を尊重していくのが私の立場だと思っております。

国の方針は、確かに一通りの理解を得られる部分もあるんですが、やはりこれまで長年にわたって国の方針に従って取り組んできた農家をまた見放すような施策については、やはり現場の声をしっかり届けるべきと私は思っております。

そういう意味でも、やはり関係団体、農業団体としっかり連携を組むということが第一でありまして、町を筆頭に農業団体、そして近隣の市町村、そして県。恐らくこれは、秋田県だけではなくて、各県でも大変大きな問題となるし、ほかの県でも大きな動きが出ると想定されておりますので、そういう意味でも、そういう国民、農家の声をしっかりと国に届けるというのは使命だと思っておりますので、今後、そういう関係団体としっかり協調しながら行動に移していきたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

11番。

11番 ( 高橋 満 )

ぜひ先頭を切って、県、国のほうに働きかけをお願いしたいと思います。

次に、米政策についてお伺いいたします。

国の示す方針というのは、これはもうご存じのとおりでありまして、当初は、幅広い品目に転換もしくは麦、大豆、加工業務用野菜、こういうふうな定着を望める品目、主食用に回帰しない計画などというふうなことで、農水省が10月に公表してございます。

後に、転作定着が望める品目を優先して検討するというふうなことで、飼料用米以外の品目への展開、拡大を進めるというふうな話が新聞等に出ております。この後、飼料用米の推進もやるよというふうなことで書いておりまして、非常にちぐはぐな進め方だというふうに思います。

片方では、長く転作をしてください。これは当然コロナもある。それから、米の消費が落ちている。ここ、いろんな要因があるものですから、すぐ水稻に変えない仕組みにしてくださいというのが本来の進め方だと思いますけれども、苦肉の策で飼料用米も対象にするというふうなことで報じられておりました。

三種町の再生協議会では、令和4年産で新たに250町歩の非主食用米、あれ250か、もし間違っていれば、単位が違ったかもしれませんが。誘導等ありますけれども、これは令和4年で新たにという考えの面積なのでしょうか。お伺いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

これは250ヘクタールという数字も誤りではない部分もありますが、目標の数値といたしまして、令和3年度の主食用の作付面積が3,731ヘクタールで、令和4年産の作付の目安の面積が3,523ヘクタールということで町のほうで試算をいたしました。その乖離面積が208ヘクタールとなっておりますので、それを解消するために転作等に誘導する必要があるという結論にはなっているのですが、再生協としてどちらを取る、何を進めるかという話になったときに、先ほどからお話ししておりますとおり、ブロックローテーションをやったりして転作のやり方を変えるという方法もあるでしょうけれども、作物的に、米を作った圃場で飼料用米等に転換して、転作面積を算出したほうが農家の労力も少なく済むだろうという結論の下、1月17日に方針を決定して、今、農家の方々に方針というか、計画書を作成していただいているところです。

議 長（ 金子芳継 ）

11番。

11番（ 高橋 満 ）

令和3年産が約105ヘクタールの飼料米、いわゆるこれにプラスして、250ヘクタールをプラスするということでよろしいのでしょうかね。

議 長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

そのとおりでございます。

議 長（ 金子芳継 ）

11番。

11番（ 高橋 満 ）

分かりました。

先ほどちょっと前段で話しましたけれども、確かに飼料米がいいわけですが、これにもまず限界があります。

ですから、これもやっぱり再生協で協議をしていただきたいんですけども、米の需要というのは年々下がっている。インバウンドももちろん少なくなっているの、消費が落ちております。ぜひ長く転作できる品目、当然先ほどから出ているいろいろな品目があるわけですが、そちらのほうにも目を向けていろいろな対応をしていくことが大事だというふうに思いますけれども、当年度のほうはもう計画ができておりますので言いませんけれども、少なくとも来年以降はそういうふうな方向でも考えていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

先ほども申し上げましたとおり、米でやったほうが農家の負担が少ないだ

ろうというふうにもまず再生協で判断したところではありますが、農家個々でそれぞれ高収益作物等に取り組んだほうが収益が上がるとか、いろいろ条件が違う方もいらっしゃると思いますので、その辺は農家の意向を尊重した方針でいきたいというふうに思います。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

分かりました。ぜひ恒久的な転作、先ほどの前段の大豆もありましたけれども、そうならないように進めていただきたいと思います。

それで、これ、ちょっと最後になりますけれども、平成4年の県、秋田県の作付面積の減少というのはたしか5%台だったと思うんです。当協議会の作付面積は2%台。この差は、どういうふうな内容で差が出たのかお伺いいたします。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

申し訳ありませんが、今のパーセンテージに関しての詳しい数値を持ち合わせておりませんので、後ほどの回答とさせていただきますのでありますが。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

分かりました。この回答については、私だけ知ることだけでなく、全議員に知らせていただきたいと思いますというふうに思います。

私からの質問は以上で終わります。

議長（金子芳継）

11番、高橋満議員の一般質問を終わります。

次に、2番、平賀真議員の発言を許します。2番。

2番（平賀真）

それでは、私からさきに通告しております次の2点について、町長並びに教育長の考えを問いたいと思います。

1点目でございます。

町政運営1期目の自己評価と今後のまちづくりへの思いを伺いたいと思います。

1期4年間で実績を残すのは難しいものと認識しております。7月完成の子育て交流施設の建設、また住宅取得支援事業、ふれあいバス運行等、成果が出た事業もあります。また、統合中学校建設地の決定、森岳温泉活性化事業など、方向性が定まった事業もあります。また、今後の課題として残った事業も多々あったと思います。

特に後半の2年間は、コロナ感染拡大に伴い事業が制約され、厳しい町政

運営であったと思います。

評価は自分ですべきではないと考える人もおりますが、自分の行動を見詰め直すことが次のステップにつながるはずであります。

点数で評価するなら何点つけられるのかお伺いいたします。

くしくも昨日、北羽新報から、我々議員にも立候補予定者にアンケートが来ました。その中でも自己評価等での質問がたまたまありました。

100点満点の何点かお答えください。

再選に向けた新年度基本政策6項目挙げられましたが、達成するためには町民の理解と協力、全職員の強い思いが不可欠であると思います。町長の今後のまちづくりにかける思いをお伺いいたしたいと思います。

2点目でございます。

統合中学校開校に向けてのタイムスケジュールをお伺いいたします。

統合中学校の建設地が決まり、開校に向けて動き出しました。統合準備委員会を組織し、建設、再編に向け準備を進めていくということですが、議会との関わりはどのように考えているのかお伺いいたします。

また、令和8年度開校時の学年ごとの人数、令和9年度の各統合小学校の人数をお伺いいたします。

統合に向けて、環境整備も重要であると思います。単年度ごとのスケジュールをお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（金子芳継）

2番、平賀真議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、2番、平賀真議員の質問にお答えいたします。

町政運営1期目の自己評価と今後のまちづくりへの思いについてでございますが、自己評価としましては、公共施設の改修や再配置、道路改修や公営住宅等の計画的な整備、ふれあいバス、巡回バス事業の創設、温泉活性化への対応、小中学校の再編への取組、さらには、この2年間の新型コロナウイルス対策を含む災害危機対応やコロナ禍を契機に加速するデジタル化等、就任時に想定された事業を進め、刻々と変わる社会情勢に真摯に対応してきたことを考慮しますと、合格点には届いているのではないかと考えております。ただし、自らを採点するには大変おこがましいと考えておりますので、評価は町民の皆様にご委託したいと考えております。

町の現状には、急いで取り組まなければいけない多くの課題があり、今後のまちづくりを進めていくためには、強いリーダーシップとより慎重な判断が求められていることを認識しております。町民の皆様をはじめ、自治会や団体の皆様と接する機会の中で、多くのご意見やご提言を頂戴し、中長期的な視点で取り組まなければならない課題、早急に対応しなければならない要望等をしっかりと見極め、まちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

す。

まちづくりへの思いについてでございますが、「三種町みらい創造プラン」を強力に推進し、掲げる将来像実現に向け基本政策を展開してまいります。詳細については、先般の施政方針で示したとおりでございますが、町の財政状況が今後厳しくなること、人口減少や高齢化が進むと予測される中で、地方自治体に求められる変化のスピードも加速しております。

この三種町を持続可能な町として次世代につなぐ役割を果たしていかなければならないと肝に銘じ、「町民の皆様が住んでよかった、暮らしてよかったと思われるまちづくり」とともに「これからも住み続けたいまち」創造に向け、職員と一丸となり職務に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（藤田良博）

続きまして、私から、統合中学校開校に向けてのタイムスケジュールについてお答えいたします。

初めに、統合準備委員会と議会との関わりについてでございますが、統合準備委員会での校舎建設、再編に関する協議内容につきましては、随時、議員の皆様には説明の機会を設けさせていただき、情報提供に努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、開校時における学年ごとの人数についてでございますが、令和8年度における統合中学校の生徒数は、1年生88人、2年生74人、3年生94人の計256人と見込んでおります。

また、令和9年度における統合小学校の児童数につきましては、山本地区統合中学校は、1年生18人、2年生18人、3年生24人、4年生30人、5年生28人、6年生30人の計148人。八竜地域統合小学校は、1年生14人、2年生13人、3年生9人、4年生31人、5年生14人、6年生22人の計103人と見込んでおります。

次に、統合に向けての環境整備スケジュールについてでございますが、令和4年度は基本設計に関する事、令和5年度は実施設計に関する事、令和6・7年度は校舎建設に関する事を予定しております。

また、三種町立小・中学校再編準備委員会から提出されました「意見書」の提言に盛り込まれている「課題と解決策」、「今後配慮すべきこと」についても、整備、実施に向けて協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

2番、平賀真議員の再質問を許します。2番。

2番（平賀真）

それでは、1点目について再質問を行いたいと思います。

町長も点数のほうは町民の方々にお任せするというところでございますので、あえてそこは突き詰めないことにしたいと思います。

やはりちょうど北羽新聞3月15日付でも、町長に対して町民の声がかけてありました。強いリーダーシップを望むという声でございました。

私、ちょうど折り返しの地点でも町長の町にかける思いを、ある程度折り返しの地点ということで取ったんですけれども、そのときに、これまで培った経験を大いに生かすべきではないかという提言をさせていただきまして、本来はそれからエンジンがかかるところだったと思いますが、コロナという大変社会的な状況が変化したということで、この2年間は足踏みしているといひましようか、町内の対策に加え、またエネルギーを蓄えた時期かと思ひます。その中で、いろいろ今後の対策を練ってきたかと思ひます。

この基本政策6項目が事実上の選挙公約になるかと思ひます。これが全部パンフレットに上げられても、なかなか町民の方々は理解しにくいかと思ひます。

ただ、この文言の中で気になったといひましようか、やはり強いリーダーシップ、最後のところに努めてまいるとか、推進していくとかですね。取り組んでいく、こう抽象的といひましようか。私としては、できるならばいろんな数値目標を定めて、それが言ってみれば自己評価につながると思ひます。自分の思い描いたものがどれぐらい。ただ、具体的に、努めてまいりまひす、推進していくんじゃないかと、例えて言えば検診率でもいいです。そうしたら、介護予防、婚姻率でもいいし、医療費の削減、いろいろ言えば切りがないんですけれども、そういったものをある程度、数値目標をですね、見える形で言ひて、それに向かって邁進していくというのが一つの形ではないかと思ひますが、そういった形で今後の課題というふうに残った事業もあるかと思ひますので、これからの向けて、なかなか数字の出ないのはあります。けれども、やはり、行政報告の中で、健康診断が終わるとほとんど毎年横ばい、もしくはがん検診では下がったものもあります。そういったところをですね。町民の生命、財産を守るという大きな使命がござひますので、そういったところを数値化していくという考えがあるのかどうか。

よく町長の場合、首長の場合です。町長の場合でも、1期目が土を耕し種をまき、芽を出し、2期目が花を咲かせ、3期目にその果実をいただくという長いスパンで表現する方がいますが、それはかつてのことだと思ひます。もうこの1期4年間の中で、花を咲かせ、実を果実を取ひて、それを町民と享受、一緒にできるという時代ではないかと思ひます。

どうか今後、再選に向けてのこの目標数値とか、挙げられるものがあつたらいま一度お聞きしたいと思ひます。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

個々の数値については、今ちょっと数字もあれなんで難しいんですが、いずれ、みらい創造プラン、各項目ごとに目標数値、そして検証をして、毎年検証していくことにしております。そういうのを踏まえながら、自身の目標をさらにしっかりと持って示していければいいのかなと思っております。

確かに、1期目ということで遠慮した部分もあったのかなと自分でも思っておりますし、今後、皆さんからのしっかりとした負託を受けて進める場合には、またさらに、そういう具体的な目標を設定して取り組まなければいけないと、しっかりと示していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

議長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀真)

これからつくられるであろう選挙公約の中身、大いに期待したいと思えます。どうか役場の職員の方々のやる気といいたまいますか、共にスクラムを組んで戦っていく、町をつくっていくという、そういった職員の意欲を持ち上げるようなですね。一緒にやっていくということが実感できるような形で、副町長とも相談しながら、組んでいただければと思います。

次に、教育長のほうに再質問したいと思います。

やはり令和8年統合になっても、この先ほど各学年を聞きましたが、これは中学校は30人学級ですか、1クラス。どうなるのかな。もし40人だとすると、1年生は3クラス、2年生は2クラスかな、3年生に3クラスで、やはり統合になっても256人という、決して多い人数ではないかと思えますけれども。ひとつそれまでに各小学校の交流等を踏まえながら、どうぞスタートした時点で、3年生は本当に1年間限りですけれども。この統合中学校によって、この新しい合併した三種町がやっとなつになれると思いたまいますか、三種中学校を卒業した方々がこの三種町を担っていく、まさに1期生でございますので、どうかそれまでに向けて様々な環境づくりに努めていっていただきたいと思えます。

それで、先ほど、学校のほうは当然基本設計、実施設計、建設になるんですけれども、環境整備というのは、私、前にも指摘しましたとおり、要は通学路の整備ですね。それに対して、当然信号機のある変則十字路とか、前にも言ったように1年や2年でできるとは私自身も思っておりませんので、どうか手順を踏まえながら。

といいますと、この6年度の建設が始まると、当然、現在の山本中学校に重機やら建設の車が入ります。ですので、当然、恐らく下校時、登校時はその工事車両は通行しないように配慮はすると思えますけれども、それがいろんな形であの変則十字路を通るということは、一般車両等も大変危険が出てくるかと思えます。全くあそこを通らないで、山口橋のほうもあるという方向もあるかと思えますけれども、やはり環境整備で1日、2日でできないものもあるので、並行して、学校のほうは学校のほうなんですが、当然建設課

のほうもかかってくるかと思えますけれども、全ての想定をしながら早め早めに進めていただければと思えますが、その辺のところは、この建設準備委員会とは別の形での環境整備になるのでしょうか。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（藤田良博）

お答えする前に、先ほどの私の説明のところでも誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思えます。

令和9年度における統合小学校の児童数というところを「中学校」と間違えてしまいましたので、令和9年度における統合小学校の児童数のことをお話ししました。申し訳ございませんでした。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

三種町立小・中学校再編準備委員会のほうから意見書が提出されております。その中で、課題と解決策、それから今後配慮すべき事項の中に、中学校入り口の信号機周辺の安全対策ということも意見書で盛り込まれております。

まず、建設の前に、こういう統合準備委員会の中でも話題にしながら協議をしていくことも大事でありますし、県道でございますので、県のほうとの協議も早めに進めて、対応の整備に努めていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（金子芳継）

2番。

2番（平賀 真）

教育長の答弁で、冒頭の質問で、議会との関係ということでございますが、今回、せんだってまでの学校の準備委員会には、議会から教育民生の委員長と副委員長がオブザーバーで参加をして、その資料を基に議会では説明をしておりましたけれども、そういった形ではなく、あくまで純粋にこの委員の方々だけでお話をされて、まとまったものを議会で機会があれば明示するというこの考えでよろしいですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

小・中学校の再編準備委員会におきましては、議会のほうからオブザーバーという形で2名の方から入っていただいております。

新年度において統合に関する準備委員会を立ち上げた際は、こちらのほうでも協議をしながら、議会のほうからも入っていただくような形を取れば

そういう形で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

これまで議会のほうでも、それぞれの議員の考えが建設にあってありまして、かなり厳しいご意見で指摘されている議員の方もいらっしゃいました。

ということで、再編に向けての内容等、やはりそれぞれ議員の方々も教育に関する思いはお持ちかと思しますので、どこかでこのすり合わせといたしまししょうか、変ですが、まさかちゃぶ台返しは誰もしないと思うんですけども、すり合わせをしながら、よりよい三種の統合中学校ができるような形に持っていければ幸いだと思しますので、どうかその点をよろしく願いいたしたいと思います。

終わります。

議長（金子芳継）

2番、平賀真議員の一般質問を終わります。

換気、休憩のため、3時5分まで休憩します。

午後2時53分 休憩

-----  
午後3時04分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど11番、高橋議員からの質問に対し、答弁が保留されております。農林課長より答弁を求めます。農林課長。

農林課長（工藤伸也）

先ほどの高橋議員の質問に関しましてご答弁をさせていただきます。

まず、再生協において令和4年度の目標を策定するに当たって、県の目標値に対して三種町の作付面積を計算しますと、目標を5.6%削減しなければならないという数値は出てまいります。それが先ほど申し上げました208ヘクタールになります。

高橋議員が我々が提供した資料の中で、転作等を増やす面積を全体の面積で割り返しますと2.3%という数字は出てまいります。あくまでも目安と連動する数値ではありませんので、誤解のないようにしていただければありがたいと思います。

また、昨日と引き続きになってしまいますが、分科会でご説明させていただいた250ヘクタールという面積の部分。ちょっと勘違いをして担当が説明をしてしまいましたので、ここも208ヘクタールに会議録を訂正させていただきます。

以上です。

議長（金子芳継）

一般質問を続行いたします。

3番、伊藤千作議員の発言を許します。3番、伊藤千作議員。

3番（伊藤千作）

それでは、一般質問を行います。

最初に、1点目として、今回の大雪、除排雪対策についてであります。

今年の冬の記録的大雪に対して、除雪関連で頑張っておられた関係者、町の担当課については敬意を表したいと思います。

以下、項目について質問をいたします。

1点目としましては、次年度以降の大雪対策を立てるためにも、町として、今年の冬の大雪についてどう捉えているのでしょうか。これが1点目です。

2点目としましては、今後の除排雪対策を今から計画万全に立てていくべきだと思います。予想外の大雪で雪を寄せるだけでは不十分で、道路幅が狭くなって車の交差ができない。今後の対策としましては、排雪について今から計画を立てていくべきだと思いますが、どうでしょうか。これが2点目。

3点目としましては、排雪場所の確保。雪捨場の土地提供者には、固定資産税の免除などの対策を考えていったらどうでしょうか。これが3点目です。

そして、4点目、行政報告にもあったように、高齢者世帯等除排雪事業については、利用上限を30時間から、今回10時間の延長を考えて対応したようですが、延長を今後も考えていくことが必要ではないでしょうか。また、屋根の雪下ろしについても検討すること。

国会質問で、玄関から門柱まで雪で埋まり外出困難な状況解消や屋根雪下ろしに、2021年度補正予算で創設された「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」を活用できる旨の答弁がありました。こうした予算も活用していったらどうでしょうか。

5点目としましては、地域ぐるみの除雪の推進のための自主的な体制の構築の検討と、その組織に対して除雪機械を貸し出すことを考えていったらどうでしょうか。

そして、6つ目として、これは豪雪対策ではありませんが、少雪時の除雪を請け負う業者に補償費の拡充の検討をしていったらどうでしょう。業者は、冬期間、除雪作業員を常時雇用して待機しており、2019年のような記録的な少雪で出勤回数が少なければ、固定費が支払いを上回り採算割れしてしまう。こういう少ない雪のときの町の対応の見直しを今から考えていくべきだと思うが、どうでしょうか。これが大雪に関する、雪に関する除排雪の項目であります。

続きまして、2点目、営業と暮らしを脅かすインボイス導入の中止・延期を求めることについてであります。

2019年10月から消費税が10%に引き上げられましたが、この増税

に伴って、増税から4年後の2029年10月に「インボイス」が導入されることになっています。国税庁は、昨年10月からこのインボイスを発行するための事業者登録を開始するなど、導入に向けた準備を始めております。

しかし、インボイスが導入されれば、これまでは消費税を納税しなくてもよかった小規模の事業者に新たな税負担がのしかかるなど、大きな影響が生じます。商店や町工場などの自営業者だけでなく、フリーランスで働く人々にも広く影響が及びます。全国に70万人いるとされているシルバー人材センターの会員も、消費税法では「事業者」になってしまいます。

このように、インボイス導入の影響は多くの国民に及び、1,000万人前後になる可能性があります。その中には年間売上げ、何だこれ、1,000万だ。ごめん。1,000万どころか、平均40万円程度と言われるシルバー人材センターの会員も含まれます。こんな零細な「事業者」にも消費税を取り立てるのがインボイスの導入なのであります。

このままでは営業と暮らしが脅かされ、コロナ禍で受けた打撃から回復もおぼつかなくなってしまう。

今、政府がすべきことは、インボイス導入に向けた説明会に精を出すことではなく、消費税の減税に踏み切ることであります。税率を5%に引き下げて複数税率を解消すれば、インボイスを導入する理由がなくなります。コロナで経営が困難になって消費税を納めるのが困難になっている事業者には、猶予だけでなく、減免を実施すべきであります。

もう一つは、大企業や富裕層優遇の不公平税制を是正することです。とりわけ、岸田首相が自民党総裁選挙のときに「1億円の壁」という言葉まで使って問題を指摘した金融所得課税については、直ちに是正すべきであります。

営業と暮らしに大打撃となるインボイス導入をやめさせ、消費税減税と不公平税制の是正を求める運動を今から大きく広げるときであります。

町長は、このインボイス導入についてどのような見解を持っているでしょうか。聞かせてもらいたいと思います。

以上で壇上での質問とします。

議 長 ( 金子芳継 )

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 ( 田川政幸 )

それでは、3番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、大雪除排雪対策についてでございますが、今年度は、町所有機械及び委託業者所有機械合わせ50台体制で除雪作業を行ってまいりましたが、12月末から1月中旬にかけて降雪が続き、通常除雪を優先して行わざるを得ない状況であったことから排雪作業が遅れ、十分な道路幅員の確保ができない路線が発生し、地域の皆様には大変ご不便をおかけしたことに對し、この場をお借りしておわび申し上げます。

今年度の反省点を踏まえ、次年度以降の除雪計画、除雪作業に活かしてまいる所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、雪捨場の土地提供者に対する固定資産税の免除についてでございますが、町税等減免取扱要綱におきましては、公益のために直接占用する固定資産を減免対象とする規定がございますが、その減免割合は通年にわたって占用することを前提としており、当該固定資産に係る当該年度分の税額の全部となっております。

ご質問のケースでは、冬期間に限定される事案であることから、他市町村の事例、運用等を参考に、さらに現状における排雪場所の必要性、それに対する土地提供者の有無などを見定めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者世帯等除排雪支援事業についてでございますが、今季は、記録的な大雪の影響により、1月末の時点において既に要綱で定める30時間の利用上限に達している世帯が散見されたことから、特例措置として利用上限を10時間引き上げたものであります。本事業において、平成28年度から昨年度までの過去5年間における対象世帯当たりの平均作業時間は年間19.3時間となっており、地理的な条件などで地域によって降雪量に違いがあるものの、大多数の世帯が利用上限の30時間以内に収まってきたところであります。

また、本事業でシルバー人材センターに依頼する作業は、住宅の玄関から道路までの除排雪であり、屋根の雪下ろしは、命綱やヘルメットなどの安全装備が必要となるほか、作業を行うのも高齢者であり、滑りやすい高所での作業は事故につながる危険性があることから、屋根の雪下ろしは今後も対応は難しいものと考えております。

なお、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金につきましては、地域における死傷事故の防止に向け「地域安全克雪方針」を策定するための事業を支援するものであり、補助対象経費とするためには、これまで町で実施していなかった事業の新たな実施や、内容を拡充して新規の取組を行う事業など、試行的な要素を含む必要があることから、現在、町で実施している高齢者世帯等除排雪支援事業は、補助対象にはならないものと認識しております。

次に、自主的な体制の構築の検討と除雪機械の貸出しについてでございますが、現在、除雪や自主防災組織の構築、高齢者への支援など、多様化している地域課題の解決のため、住民団体等が自主的に取り組む活動に対して町が支援し、住民共助による地域づくりを推進するための助成制度について、令和4年度中の実現に向け検討を行っております。内容が整い次第、議員の皆様にご説明してまいりたいと考えております。

なお、除雪機械の貸出しにつきましては、現実的には運用が難しいものと考えており、検討中の制度の中で、地域で除雪に取り組む場合には購入費用などに対応した助成額加算を設けることなどを検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、除雪業務補償費の拡充についてでございますが、これまでもご答弁申し上げておりますとおり、町と委託業者間で交わしている道路除雪等業務委託契約により、委託期間内において1台当たりの稼働時間が20時間に満たない場合は、その差額を支払うこととしております。

なお、例年と比較して極端に降雪量の少ない日が続くような場合は、状況を見極めながら対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、インボイス導入についてお答えいたします。

この制度は、益税を解消するための措置ということが目的の一つであると理解しております。

ご承知のとおり、益税とは、消費者から預かった税金を国庫に納入することなく、合法の上で事業者の収益とすることであり、消費税における不透明感を生む一因となっているようでございます。

このインボイス導入による影響は、取引先が仕入れ税額控除を受けようとする場合、適格請求書発行事業者として登録する必要が生じ、これまで免税となっていた小規模事業者であっても課税事業者になることが求められます。これにより、課税事業者とならない場合、取引先側の選択肢として、免税事業者から課税事業者へ仕入先が流れていくことが考えられます。

確かに、現在の制度が変わるということは、免税事業者にとりましては事務的負担や収益確保、そして何よりも取引先の安定的な確保など、大変大きな影響を与えるものと認識しておりますが、町といたしましては、今後、商工会との連携も図りながら、当町の免税事業者の受ける影響等に注視し、国のIT導入助成制度も設けられておりますので、制度の周知を図ってまいります。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

3番、伊藤千作議員の再質問を許します。3番。

3番（伊藤千作）

それでは最初に、排雪の件についてですけれども、今回は、物すごい短期間で大雪が降った関係で、ただ雪寄せの除雪だけで、道路がもう非常に狭くなって、道路で車が擦れ違えないという苦情が殺到したと思うんですね。町民の皆さんは、非常にそういう点で通行が困難で、大変苦労されたというふうなことだと思うんです。

今回の町民の皆さんの要望の中で、今もう、この冬過ぎてだんだん収まってきましたけれども、一番この要望が強かったのがこの除雪、排雪のこの要望でしたね。

私、考えるに、担当課は非常にこの中で頑張ったと思うんです。苦情も殺到しただろうし、対応も大変であったらと思うんですけども、その中で非常に頑張ったと思うんです。

私は、今から、今年、雪が降るかどうかわかりませんよ。今年というか、

この冬ね。大雪になるかどうかは分かりません。少雪かも分からない。しかし、今から計画を立てていったほうがいいかと思えます。

私、琴丘時代、今からもう十何年ぐらい前かな。今できるかどうか分かりませんよ。あの当時は、建設業者さんがボランティアみたいな形で除雪をやったんです。ずうっと、無償でというか、琴丘の駅前から全部両側。あれですよ、排雪、ダンプでやって、それ、全部排雪をやったと。

ああいうことが今できるかどうか分かりません。ああいう体制を組んでこれから計画してやっていかないと、今年のようなこういう大雪では、ちょっと計画をそのときに立てても、ちょっと間に合わない。町民の皆さんが非常に迷惑するというか、苦勞するということになりますから、建設課長、大変苦勞されましたけれども、今後の対策について、今から排雪の計画などをきちんと立てていったほうがいいかと思えますけれども、どのように考えていますか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

まず、議員おっしゃるとおりでございまして、まず今年度の除雪期間中に關しまして、除雪に関する苦情が195件ございました。その中で一番多かったのは、幅員の減少ではございませんでした。ちなみに、幅員の減少の苦情に關しましては21件でございます。やはり21件ということは、まずそれ、そう思っている方はそのくらいいると。中には、連絡をよこさないで思っている方もそれ以上にいるということで、まず建設課としましてはそう思っております。

通常除雪でございまして、例年でございまして、まず、通常除雪から始まって、まず通れるようにする。その後、また路肩の雪が多くなれば、拡幅除雪に入りまして、その後、拡幅除雪で今度対応できなくなれば、初めて発出してその排雪作業に入るわけでございまして。

今年度は、議員ご承知のとおり、12月末から1月の中旬にかけてほぼ1か月近く降雪が続きますので、建設課としましては、取りあえず狭くても通れるようにしてくださいということで、まず除雪に専念したわけでございます。

例年でございまして、必ずまず1週間降り続いてもやむ場合がございましたので、その時期を見計らって排雪作業に入ったわけでございまして、今年度はそれができなかったということで、まず排雪をすれば、やはりロータリー車で作業をしなければならぬ。そうすれば、ロータリー車が2台しかございませんので、うまくローテーションして、議員おっしゃるとおり、まず来シーズンの冬に備えまして、あらゆる場面が想定されますので、想定される事案を検討して、まず建設課内で計画を練ってまいりたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

そうですね。そういうふうにならば今から計画を立てて対応していったほうがいいと思います。

本当、建設課の皆さん、苦勞されたと思うんです。排雪ね。要望はどんどん来るわ、それに応えるためには機械とか人手も非常に足りなかっただろうし、よくやったと私は思います。それを今からちょっと計画を立てて、きちんと対応していくというふうなことが必要だと思うんです。

私さっき言った琴丘時代の建設業者さんが無償でやったこと、今隣の席の方が言うておりましたけれども、住民の方々が協力して、その多いときには排雪をやったという計画などもあったようです。だから、こういうのを組み合わせるってやっていくということは、必要なのではないかなと思います。

私、魁さんかな、北羽さんかどちらかだと思うんだけど、能代市の能登さんという方がどこか、上町かな、どっかの。自治会で積み立てて、それで大雪のときに、排雪、業者に頼んでやったというような記事が載っておりましたが、ああいうふうなこともやれるところはね。そういうふうなことなども考えていくと。

ありとあらゆることを組み合わせながら考えていったほうがいいと思いますけれども、ただ、基本としては、担当課の頑張りです。やっぱり排雪はきちっと、やっぱり行政で計画を立ててやっていくというふうなことが基本になるだろうと思いますので、今回のことを踏まえて、課長、苦勞するでしょうけれども、今から排雪の計画を具体的に立てていったほうがいいと思いますけれども、さっき答弁でそういうふうな意味のことを言ったんですけれども、改めて決意のほどをよろしくどうぞ。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

そのようにいたしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

答弁が終わりました。(「はい」の声あり) 答弁が終わりました。

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

ごめんなさいね。

排雪をやるためには、さっき課長の答弁では2台、こう排雪。2台が必要だという意味のことを言ったと思うんだけど、今町で所有しているのが2台。ロータリー、回るやつね。ロータリー、これを2台では足りないというのが大方の意見なんです。

だから、もう1台増やして3台にするというふうなことが対策として必要

だと思っんです。これは町長だと思っので、町長、どうですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

これまで2台で運用してきたということでございますので、今年は特に豪雪というか大雪で、台数が少なかつたと感じておりますが、当面は2台でやっていくのがいいのかなとは考えております。

今後、やはりこういう大雪の事態が多い場合は、やはりそういう除雪機械の充実を図っていくのは当然のことと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3 番 ( 伊藤千作 )

やっぱりこういう大雪に対応するためには、それなりの機械を含めたマンパワーを含めてやっぱり対応していくという計画、万全に立てていくということは必要だと思っますので、ぜひその立場で頑張っていたきたいというのが1つ目。

それから、排雪場所の確保、そして固定資産税の免除の件ですけれども、今あれですよ、どの程度、雪捨場の確保ができているのか。

案外、空き家、空き地があちこちにある関係があるので、それらを含めて雪捨場に事前に、ここが雪捨場ということでお願いしておいて、各集落あたりでどんどん増やしていくということが必要だと思っんですけれども、その対応についてはどうですか。これ、可能ですか。案外難しいものですか。どうですか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

自治会単位の雪捨場に関しましては、建設課では対応してございません。

それぞれ業者、委託業者が受持ち路線ごとに各自交渉しまして、そこに、まず民有地に雪を押させてもらっている状態でございます。

建設課で町民の方々からの問合せがあつた場合は、県から借り上げてございます釜谷浜の駐車場、1か所しかございませんので、そこを利用していただいております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3 番 ( 伊藤千作 )

そうすれば、八竜はまず1か所そうなんでしょうけれども、あと、旧琴丘、旧山本の関連では、そういう雪捨場というのは今ないんですか。対応するやつは考えていないですか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

各地区ごとに、例えば3地域ございますけれども、それぞれの雪捨場で対応するとすれば広大な土地が必要となります。そのような土地がございませんので、釜谷浜の駐車場1か所ということで、限定させていただいております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

釜谷浜、釜谷のところそういう広大な土地があって対応できるというところがあれば、各旧町村でもそういうところ必ずあるはずなんです。だと思っ  
うんです。だから、そういうところを各旧町村ごとに1か所ぐらひは、やっぱり町として、雪捨場の確保ということでやっぱりきちっと決めていったほうがいいのではないかなと思っ  
うんですけれども、それを初めからないものとして諦めて対応しないということになれば、どうなのかなと思う。町長、この点はどうですか。各旧町村ごとに。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

確かに、旧町村ごとに1か所、そういう大規模な排雪場があるということは、大変便利だろうと思います。

ただ、先ほど建設課長が申し上げましたとおり、広大な土地が必要なこと。さらには、雪を捨てるだけではなく、いろんな砂利だとか、そういうのも行くという話も伺っております。やはりその後の始末を考えれば、今は集中して町1か所として、その釜谷浜に排雪をして、雪を捨てるような方向に持っていけるのが一番よろしいのかなと思っております。

確かに琴丘地域から釜谷浜までは結構な距離がありますので、そういう意味ではご負担をおかけしますが、どのみち、どのみちというか、皆さんトラックで移動する、ダンプとかで移動することになると思いますので、そのあたりはご理解をいただければありがたいなと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

集落で空き地に、そこ、周辺あたりの方が雪を捨てるというようなことは、その自治体でそれを対応すれば、さっき言った固定資産税の免除というのは、町でそういうのは考えてくれるの。それは全然対象外ということになるんですか。その扱いはどうですか。

議 長 ( 金子芳継 )

税務課長。

税務課長 ( 小松 仁 )

お答えします。

近隣の市町村でもそういった経緯がございます。まず、内容的には、自治会と土地の所有者が契約をいたしまして、その契約書を基に町のほうに免除申請を行うということの流れになっているようでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

そうすれば、その自治会でその場、場所の確保をして、契約して町に上げれば、検討するということですか。対応を、固定資産税の免除を。

さっき町長は、何かいろいろ理由をつけて、固定資産税免除は難しいみたいな話をしておったんですけれども、どうですか、それは。

議 長 ( 金子芳継 )

税務課長。

税務課長 ( 小松 仁 )

お答えいたします。

現状の要綱では通年の免除ということで、ちょっと現状は難しいという考えありますけれども、まず要綱をその旨に直して、自治会を担当とする窓口を通じて現地を確認するなど、どういった場所なのか、その後の管理はどうするのかといった細かい部分も精査しながら、その上で、免除申請が上がってくれば、要綱をつくった後という話になりますけれども、可能と考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

そうすれば、要綱をつくった上で、まだ期間ありますから、これ、町の広報あたりで流すというふうなこと。あるいは、自治会会議とかでやっぱりきちっとその方針を明らかにして、普及していくということをぜひやってもらいたいと思いますけれども、どうですか、町長。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

確かに今税務課長が申し上げたとおりに可能であるということであれば、ほかの町村の運用の仕方もしっかりと参考にしながら、来年の降雪期に向けてちょっと検討していきたいと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3 番 ( 伊藤千作 )

よろしく申し上げます。

それから、高齢世帯の除排雪の件ですけれども、これが通常30時間を今回は10時間延長した件もあると。今、答弁の中では、5年間の平均が19.3時間というふうなことの答弁がありました。

シルバー人材センターの人方の話、私、隣の家へ除雪に来る人の話を聞いたら、あの人方は、今回特に、担当1日に10件だか十何件だかあって、もうへとへとなんだよと、まず来るたびに言っていたんだ。

ところが、ああいうシルバー人材センターというのは、何か参加する要件があるのですか。それと、シルバー人材センターのその会員を増やすための対策というのは難しいのか。あるいは、その増やせばまた、担当する家が少なくなって、収入の関係があるのかどうか。その関係はどんなことで、今、1日十何時間でへとへとになるというふうなことに、これを解消するというのはできるのかできないのか。そこのあたりはどうですか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 清水 真 )

お答えいたします。

まず、シルバー人材センターの会員の資格と申しますか、その点ですけれども、おおむね60歳以上の方となっております。それさえクリアできればまず加入はできるんですけれども、やはり作業の性質上、できる方もいればできない方も実際いらっしゃるんだと思います。

それで、今年度の状況をお話しされておりましたけれども、この高齢者除排雪支援事業の登録者の推移を見てみますと、例年、大体650世帯から670世帯ぐらいで推移しておりましたけれども、今年度は過去最高で713世帯まで急増しております。特別雪が多かったという事情もあるかと思うんですけれども、やはり高齢化ですとか核家族化、そういった事情も背景にはあるかなというふうに思っております。

そうした中で、伊藤議員おっしゃってございましたとおり、1人の作業員の方が何世帯も掛け持ちで一日中作業をしているというような状況がこちらのほうにも報告ございまして、皆さんご難儀いただいているんだというふうにまず認識している次第でございます。基本はシルバーの会員さん方で対応されているんですけれども、どうしても対応が難しい、人手不足で回り切れないといったような場合には、若手の方にも、地域の若手の方にもお願いしてやっている地区もあるというふうに聞いているところでございます。

それから、会員の拡大の件ですけれども、令和4年度の当初予算のほうにも、シルバー人材センターの補助金として大幅に増額した形で予算計上させていただきました。いずれ会員数の拡大も、そういう狙いもありまして、この後、来年度からですね、事務局体制を強化するということでの補助金の増額でございますので、シルバー人材センター側でも、来年度以降、会員の拡

大に向けて一生懸命取り組むということですので、そこに期待しているところでございます。

議長（金子芳継）  
3番。

3番（伊藤千作）

そうすれば、そういう善処方向に今考えて対応しているようですので、ぜひそういうふうなことがうまくいくように推進して行ってほしいと思います。

それから、除雪機械の貸与は難しいということでありましたが、地域ぐるみの除雪の推進の体制を今考えている、つくっている。考えているというふうな答弁であったんですけども、どの程度のどういう組織を考えているんですか。

議長（金子芳継）  
企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

現在、企画政策課において、令和4年度中に住民共助による地域づくり活動に対する助成制度、これを現在考えてございます。

考えている内容といたしましては、地域課題のために継続的に行われる活動、あとは自治会や集落の枠を超えた住民相互の連携を高める活動。これを進めるために、内容としましては、除雪、あと自主防災組織、あとは高齢者支援、この辺が地域で一番考えやすい地域課題なのかなということで行政としては想定していますが、各自治会においてそれぞれ独自の取組があれば、ぜひご相談していきたいということで、今年度、自治会長会議で広報できるように作業を進めていますので、ご理解をお願いします。

議長（金子芳継）  
3番。

3番（伊藤千作）

そういう組織も推進できるように、体制を取ってやってください。

さっき、除雪機械の貸出し、難しいということでありました。その自治会が購入するのは補助するという意味のことを言っていましたよね。そうすれば、その自治会で除雪機械を買い入れれば補助するということで、予算、今幾らか計上していますか、今回の。これからか。そういうことの考えで推進していくということになりますか。

議長（金子芳継）  
企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）

ただいまの考えている原案としましては、共助活動への一定程度の助成にプラスして、自主防災組織を立ち上げる場合には、自主防災組織に関わる備品等の整備に対する加算。あと、除雪につきましては、除雪用品等の購入、

これをする場合には一定程度の加算。ここら辺を現在考えているところでございます。

地域で除雪機械を購入するというのであれば、全額の助成とはなりませんけれども、一部助成はなるものと考えてございます。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

時間、何分ですか。まだ十分ありますか。

議長 (金子芳継)

あと20分か。

3番 (伊藤千作)

本当、分かりました。

議長 (金子芳継)

約20分あります。

3番 (伊藤千作)

分かりました。

それで、この項目でいけば6番ですけれども、今回の大雪をもたらしたのは、昨日かおとといあたり、魁新聞に十何面かあたりで報道していました。偏西風の蛇行の関係があって大雪をもたらしたんだと。だから、これが今年もそうなるとは限らない。来年もそうなるとは限らない。大雪になるかもしれないし、雪が降らないということも考えられるかもしれない。分からない。分からないですよ、気候のことだから。

この6番は、雪が極端に少なくなるということも、当然これから考え、あるいは計画、予想を立てていかないといけないと思うんですけれども。少雪、雪が少なくなった場合の対応としては、いろいろ各町村ではその最低補償制度とか、いろんな対応を考えているようですので、さっき町長の答弁はその旨、1台20時間以内でそれを下回った場合には差額分を支払うというような意味の答弁であったんですけれども、それも他町村並み以上にこれから対応を考えていくということでもいいんですか。

もうお話にならないという程度の対応ではなくて、きちっと、やっぱり業者がそういう対応をきちっとできるような予算の保証というか、措置というのは、やっぱりきちっと考えていったほうがいいと思いますけれども、そんなところのクリアできるような対応を考えていくということによろしいんでしょうか。

議長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤 敦)

お答えいたします。

まず、町長答弁では、議員おっしゃるとおり、そのような回答となつてございましたけれども、まず今現在、まず三種町では1シーズン20時間を上

限というか、上限20時間に満たない場合はその差額を補償するとなってございます。

まず、いずれにせよ自然現象でございますので、まず議員おっしゃるとおり、来年、大雪になるか降らないか、全く分かりません。

まず、町長答弁にありましてとおり、そのとき、まず対応の仕方、補償の仕方。現在20時間とあるものを30時間にするか、40時間にするか。または、月ごとに20時間にするか。様々な対応の仕方はあると思いますので、そのときに検討させていただきたいと思います。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

それも十分検討した上で対応してください。

それで、インボイスについてですけれども、これは、さっきシルバー人材センターの方々もこれに対応になっていくというふうな意味で、ちょっと大変だなという思いがあるんですけれども、この対象になるような方々は多岐にわたるんですよ。個人タクシーとか宅配のパートナーあるいは脚本家、イラストレーター、英会話学校、塾の講師、生保、損保の代理店、一人親方云々ということの中で、シルバー人材センターの方々もこれが対象になっていくというふうなことでありました。

これでいくと、現在全国でシルバー人材センターに加入している方はおよそ70万人、全国です。それで、団体数が1,335団体で、契約金は3,036億円、1人当たりの平均請負高が43万円。こういうふうなことのようです。43万円のこれの方々がどのくらい消費税を払うのかというと、43万円の方々は1人当たりの消費税納入額が1万9,500円の消費税を、今度対応になればですよ、払うと。シルバー人材センターの人ですよ。

さっき、誰だか、うちのほうの三種町のシルバー人材センターの会員は何人いるんですか。平均どのくらいの売上高というか、収入というか。そういうのはわかりますか。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（清水真）

お答えいたします。

まず、会員数でございますけれども、大体130人、130人ちょっとで推移しております。

1人当たりの売上げについては、今手元に資料ございませんので、後ほど調べてご回答させていただきます。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

130人でそんなに、何百万というふうなことにはなっていないと思うんです。全国平均の40万、50万というふうな、そこまでいくのかどうかもちょっと分からないんですけれども、いずれそういう方々も消費税。今まで全然払わなくてもいい方々が、今度これが対応になれば1万なり2万なり消費税を払わないといけないということになるわけです。大変なことだなというふうに思うんです。

ですから、このインボイスは、別に、決まったからって、これがそのまま決まるというわけじゃないので、全国で反対運動が強くなれば、それはやめるということになるかもしれないので、そういうふうに運動を強めていかないといけないと思うんですけれども。

これ、農家の場合はどうなるんですか。今までは1,000万円未満の方は消費税を払っていないでしょう。まずね。これ、インボイスが導入されれば、この農家の方々はどのようなふうな対応になるんでしょうか。

議長（金子芳継）

税務課長。

税務課長（小松 仁）

お答えいたします。

農家の方もいろいろ販売先があると思います。販売先が課税事業者でありますと、その仕入先として、農家個々の免税なのか事業者なのかによって影響が出るものと思っております。

まず、場合によって、直売、消費者に直接販売する場合は、まず現状とあまり変わらないのかなというふうに考えております。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

いずれこのインボイスの導入はこれからですから、大いにこう運動を強めて、やめさせるような対応をぜひ皆さんと力を合わせてやっていければなというふうに思いますので、それを訴えまして終わりたいと思います。

以上です。

議長（金子芳継）

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

ちょっと資料、保留しているのありますので、ちょっと待ってください。

午後3時56分 休憩

-----  
午後4時04分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど3番、伊藤千作議員からの質問に対し、答弁が保留されております。福祉課長より答弁を求めます。福祉課長。

**福祉課長**（**清水 真**）

大変お待たせいたしましたして申し訳ございません。

それでは、先ほどの保留していた質問に対しましてお答えいたします。

シルバー人材センターの令和2年度の実績、事業実績を基に計算してお知らせいたしますけれども、事業収入3,503万845円、これを当該年度の会員数131人で単純に割り返しますと、1人当たり26万7,000円となります。

ただし、この総収入には、シルバー人材センターで徴収する事務手数料も含まれておりますし、個々の作業内容によってもその割合が変わってきますので、町では、正確に1人当たり幾らになるかという数字はちょっと把握できませんので、どうかご了承いただきたいと思います。（「分かりました。終わります」の声あり）

**議 長**（**金子芳継**）

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後4時05分 散 会

